


名古屋市歯科衛生士 人材育成ガイドライン

第2版



名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

令和8（2026）年3月

目次

序章 名古屋市歯科衛生士育成ガイドラインの概要

1	ガイドライン作成の背景	1
2	ガイドラインの活用方法	1
3	ガイドライン作成の目的	2

第1章 歯科衛生士がめざす姿

1	名古屋市人材戦略ビジョン	3
2	名古屋市の歯科衛生士がめざす姿	4
>	コラム 事務もできる、守備範囲が広い歯科衛生士をめざそう！	5

第2章 歯科衛生士に求められる能力

1	歯科衛生士に求められる能力	6
2	専門能力における標準的なキャリアラダー	7
3	キャリアレベル別の目標達成レベル	13
4	指導者に求められる能力	16
>	コラム 先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと	17
>	参考 「地方公共団体における歯科保健医療指針」に基づく 名古屋市保健センターの歯科保健医療業務	18

第3章 人材育成のための体制の整備

1	専門能力育成における組織的支援体制	20
2	体系的な研修体制と研修内容	21
3	評価体制	25
4	指導者評価	25
5	中堅期以降の人材育成	26
6	産前産後休暇・育児休業取得者等の人材育成	26

第4章 歯科衛生士業務の実際

1	健康福祉局健康増進課の業務	27
>	コラム 多職種連携と顔の見える関係づくり	28
>	コラム 「ヘルスプロモーション」の進化	29
2	保健センターの業務	30
>	コラム アセスメントと記録	30
>	コラム 地域診断に基づいたPDCAサイクル	32
>	コラム ソーシャル・キャピタルと住民との協働	33

資料集

資料の説明と活用のポイント	34
資料1 関連する法律・施策	35
資料2 関係通知・指針・実施要領など	36
> 地方公共団体における歯科保健医療業務指針について	39
資料3 名古屋市・愛知県の主なマニュアルなど	38
資料4 保健・医療に関連する主な名古屋市の計画	48
資料5 関係機関・団体	49
資料6 歯科保健関連情報 Web サイト	50
資料7 参考書籍・刊行物	54
資料8 名古屋市口腔保健支援センター設置要綱	55
資料9 新規採用者サポーターの心得	56

様式集

様式1 目標到達状況のチェックリスト	57
様式2 OJTによる人材育成指導票	60
様式3 人材育成支援シート	61
様式4 指導者評価シート	62

別冊：名古屋市新任期歯科衛生士 ポートフォリオ

1 自分のめざす姿	1
2 自分の区を知ろう	2
3 新任期歯科衛生士に求められる力	4
4 ポートフォリオの活用	9
① 1年目	10
② 2年目	12
③ 3年目	14
④ 4年目	16
⑤ 5年目	18
5 研修会の記録	20
6 自己啓発コーナー	22
7 卒業証書	23
8 中堅期に向けて	24



序章 名古屋市歯科衛生士育成ガイドラインの概要

1 ガイドライン作成の背景

行政の歯科衛生士には、公務員としての**基本能力**（規律の順守、応対・説明力、仕事の正確さ、協調性、責任感など）及び**行政能力**（法律等の知識、企画調整力、創意工夫と改革意欲、積極性など）に加え、公衆衛生歯科技術職員としての**専門能力**が求められる。

本書は「愛知県歯科衛生士人材育成ガイドライン（第2版）」（令和7年3月）及び、「名古屋市保健師人材育成ガイドライン」を参考に本市の歯科衛生士の人材育成に特化した内容としている。さらに、令和6（2024）年3月の国通知「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」に基づき、内容の見直しと時点修正を行い、第2版とした。人材育成を図るうえでは、行政のプロ意識を育みながら、社会経済情勢に沿った歯科保健医療ビジョンを見据え、地域の実状に応じた歯科保健医療提供体制の構築に対応できる人材育成の体制が不可欠である。

今後も必要に応じてタイムリーに内容を見直すとともに、社会と時代の要請に合わせたガイドラインの整備に努めていく。

レベルアップポイント

別冊のポートフォリオをいつも手元において、気になること、気づいたこと等忘れずに記録しよう



2 ガイドラインの活用方法

新任期人材育成を効果的に進めるためには、新任期歯科衛生士と指導者が具体的な到達目標とその達成度を共有しながら取り組む必要がある。次のポイントを参考に人材育成を進める。

また、管理職や他職種にも活用を促し、所属全体で人材育成に取り組むことを期待する。

人材育成のポイント	新任期 歯科衛生士 〔採用から概ね 5年以内〕	(1)段階的な到達目標（キャリアラダー）を確認し、達成度の自己分析を行う。 (2)日常業務を行う際に自分がとるべき行動を確認する。 (3)指導者とともに各業務の到達目標を明確にする。 (4)別冊：「名古屋市新任期歯科衛生士ポートフォリオ」を活用し、身近な業務の中から目標設定と振り返りを行う。
	指導者 (他職種も含む)	(1)新任期歯科衛生士と各業務の到達目標を検討する際の参考とする。 (2)指導すべき内容を明確にする際の参考とする。 (3)評価の視点を確認する。

3 ガイドライン作成の目的

すべての市民が健康で心豊かに生活できる持続可能な社会をめざすためには、多様化するニーズに対応し、歯科保健の専門的な観点から健康課題を抽出し、それらを解決・改善に導くことが求められる。この役割を果たすためには、高度な専門能力を備えた歯科衛生士の配置が望まれる。さらに、多職種との連携はもちろん、組織内他課や医療・介護・福祉機関および団体、住民組織との連携など、多方面の関係者と協働するために、コミュニケーション力をはじめとした調整能力を有する人材が必要である。

本ガイドラインは自己成長意識を基盤に自らの将来像を意識し、主体的かつ自律的に必要な能力を獲得するとともに、組織で育成する環境づくりに活用することを目的とする。

組織に求められる歯科衛生士の活動イメージ

地域支援活動

地域診断能力、個人・集団支援能力、連携・調整能力

- 地域の健康度向上のための個人・集団支援
- 健康課題の明確化のための的確な地域診断
- 地域支援のための連携・調整

事業化・施策化のための活動

企画・立案・評価能力、調査・研究実践力

- 事業の企画・立案・評価
- 健康課題から導いた施策の提案
- 調査研究

健康危機管理に関する活動

健康危機管理能力

- 健康危機管理の体制整備に向けた平時の関係機関・団体との連携・調整
- 健康危機発生時の対応

管理的活動

事業評価・進捗管理能力、人材育成能力

- PDC Aサイクルに基づく事業評価
- 歯科保健活動に係る情報管理
- 健康増進計画等の進捗管理
- 歯科関係者・多職種への教育研修
- 自己啓発、後輩歯科衛生士の人材育成

総合力としての
政策形成能力

すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会の実現

第1章 歯科衛生士がめざす姿

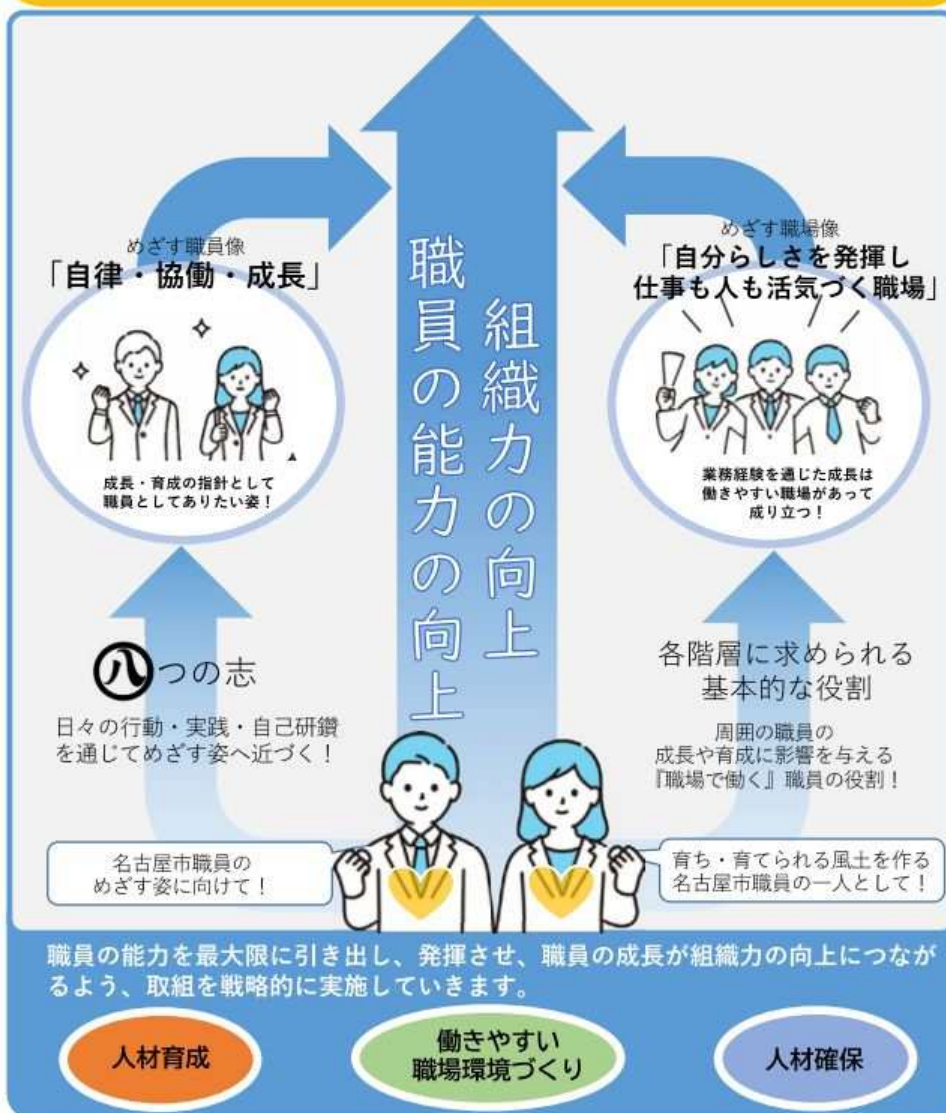
1 名古屋市人材戦略ビジョン

本市に勤務する歯科衛生士は専門職であると同時に「名古屋市職員」であることから、名古屋市の人材育成における、長期的・総合的な取り組みの方向性を指し示した「名古屋市人材戦略ビジョン」を基本とする。

人財理念

『 **人**こそ全て。 **ヒト**が輝き **マチ**を照らす。』

名古屋市職員は、名古屋市役所にとっての財産であり、名古屋市役所の使命を果たすための根幹です。一人ひとりの成長を願う組織のもとで、職員（ヒト）が持てる力を最大限に発揮することこそ、名古屋市（マチ）を支え、そして明るく活気づけ、それが名古屋市で生きる一人ひとりの幸せへとつながっていきます。



2 名古屋市の歯科衛生士がめざす姿

市民が幸せに暮らせるまちづくりをめざし、歯科保健の専門職として市民の視点に立ち、公衆衛生マインドを持って歯科保健活動ができる歯科衛生士をめざす。

名古屋市が担う歯科保健活動

- ◆ 歯科保健事業の企画・立案
- ◆ 歯科保健事業（健診、教室、相談など）
- ◆ 歯と口腔の健康づくりの推進
- ◆ 住民主体の組織・活動の支援
- ◆ 歯科保健情報の収集
- ◆ 歯科保健に関する計画等の進捗管理

地区診断と評価・改善

各区の歯科保健データ、住民の声、地区活動などの資源を把握し、
歯科保健課題を明確にした上で
P D C Aにより歯科保健活動に反映させる

ヘルスプロモーション

住民との協働

- ◆ 住民組織とキーパーソンの把握、顔の見える関係づくり
- ◆ 住民組織との連携・支援
- ◆ ソーシャルキャピタルの醸成、活用

関係機関・関係団体との連携

- ◆ 地区歯科医師会や歯科衛生士会との良好な関係
- ◆ 医療・福祉・介護・教育などの関係機関団体との顔の見える関係づくり

多職種・部署間の連携

- ◆ 日頃からのコミュニケーション
- ◆ 区政運営方針を把握し、他課との連携
- ◆ 社会ニーズや動向をキャッチ

人材育成（O J T、O F F - J T）

- ◆ 基本・行政・専門能力の向上
- ◆ 調査・研究、学会発表、自己啓発
- ◆ 関係する多職種への情報提供
- ◆ 実習生に対する指導



コラム

事務もできる、守備範囲が広い歯科衛生士をめざそう！

私たち歯科衛生士は、専門の資格を持つ行政職員である。将来的に歯科保健を含めた健康政策づくりを担う人材に成長していくためには、専門能力の向上と同時に行政職員としての基本知識と事務能力の習得は欠かせない。

新任期に押さえておくポイントを以下にまとめる。

資料集の資料1・2・3・4をもとに
自分で調べてみましょう
すぐに理解できなくても大丈夫
何度も目を通してこよう



その1 法律・条例・指針・計画など

行政が実施するすべての事業は、根拠となる法律などにに基づき計画し、必要に応じて予算を獲得して実施に至る。現在実施している事業の根拠を理解し、新しい法律やその改正、国や県の動向をキャッチして常に情報を更新するように努めよう。

その2 予算・財政のしくみ

地方公共団体の予算は、前年度の議会で議決されて決定する。

次年度の事業予算は、前年度の6月頃から予算獲得のための資料作りが始まる。各自治体で定められた様式に、事業の必要性、根拠、実施方法、予測される効果、事業費積算、財源などを書き込み、所属課内で検討し、財政担当部署の査定を受け年内には予算額がほぼ固まり、議会（2月定例会）の議決を得てようやく確定する。

特に新規事業を検討している場合、予算獲得には多大な事務作業が必要となるが、住民の利益になる事業であれば、その努力・労力には大きな価値がある。

また、国の補助事業が活用できる場合もあるので、該当するかどうか確認してみよう。

（例：8020運動・口腔保健推進事業、健康増進事業の歯周疾患検診など）

その3 名古屋市議会

地方議会は、憲法と地方自治法に基づいて詳細が定められている。

住民が選挙で選んだ代表者（議員）で構成される自治体の最高意思決定機関である。

条例の制定、予算や地方税の決定などのほか、執行機関の監視や、住民の要望や意見を自治体の政策に反映させる役割を持っている。

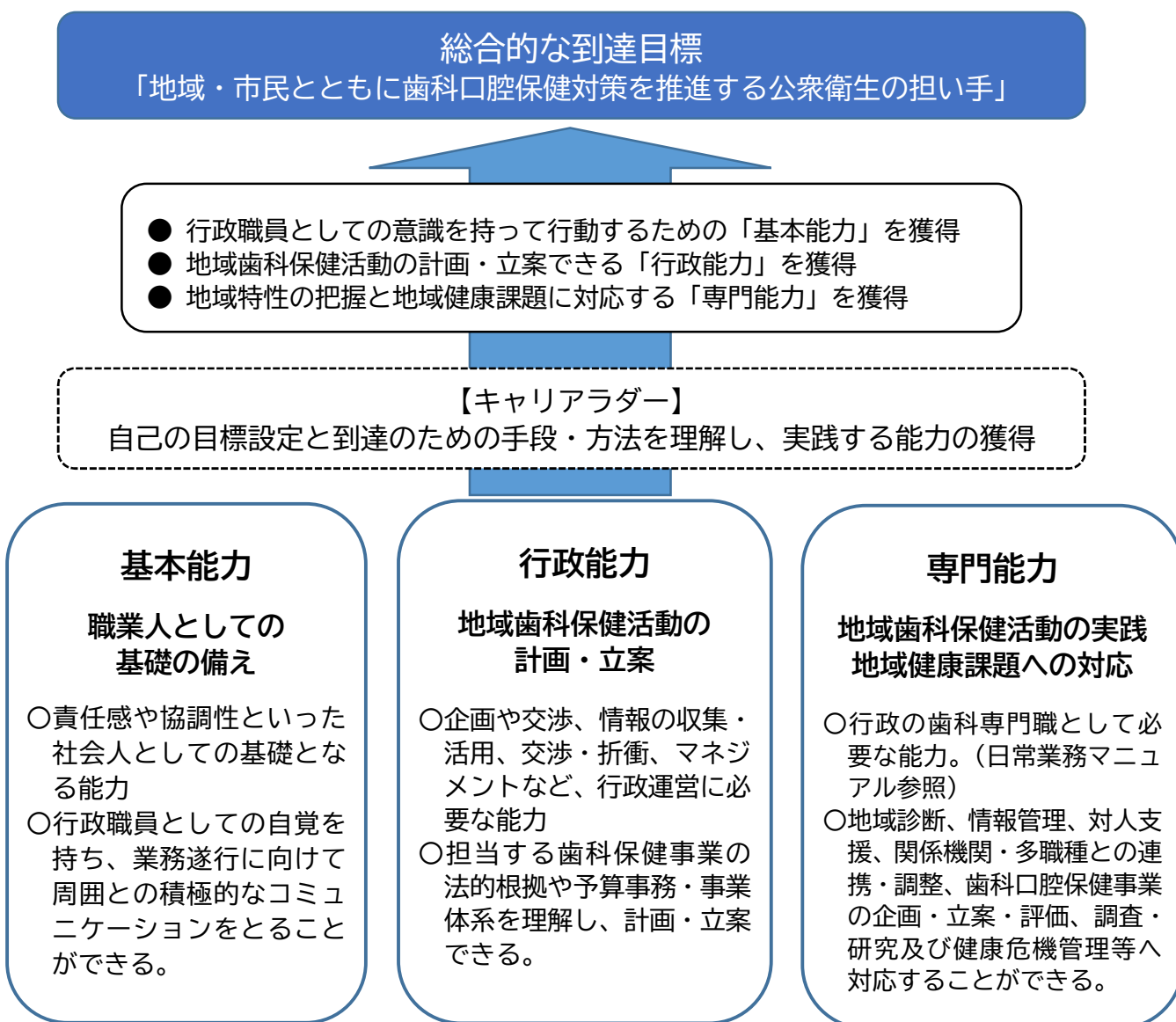
第2章 歯科衛生士に求められる能力

1 歯科衛生士に求められる能力

行政歯科衛生士には、行政職員としての能力をベースに、地域課題に対応する公衆衛生の視点が求められる。そのためには、「基本能力」、「行政能力」、「専門能力」を身に付ける必要がある。

新任期はもとより、時期（キャリア）ごとの役割・責務に応じた基本能力、行政能力をベースとした、歯科衛生士としての専門能力を発揮することが必要となる。

特に「専門能力」は、キャリアごとの経験や自己啓発を通じ、成長段階に応じて、多角的・効率的・先駆的な取組につながる能力として獲得されていくものである。地域の健康課題を解決し、「市民の健康で質の高い生活の実現」を目指した将来ビジョンに導くための政策づくりに必要な能力といえる。



2 専門能力における標準的なキャリアラダー

行政歯科衛生士は、それぞれの時期（キャリアレベル）に応じた能力の獲得を目指す必要がある。本ガイドラインでは「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」に基づく保健所設置市及び特別区における歯科保健業務の項目を柱とし、歯科衛生士の専門能力について、活動領域ごとに時期に応じたキャリアレベルとその指標を示す。

行政歯科衛生士の専門能力におけるキャリアラダーとして、歯科衛生士が実践する活動を、①地域支援活動、②事業化、施策化のための活動、③健康危機管理に関する活動、④管理的活動の4領域に分け、各領域に求められる能力を新任期を習得期A 1～2・自立期A 3、中堅期を発展期B、管理期を調整期Cとする5段階で整理する。

新任期では、基礎的な能力を習得しつつ、自立して業務を実践できる能力レベルとし、中堅期及び管理期では、4領域においてリーダーシップを発揮し、組織全体を管理、マネジメントできる能力レベルとする。

(1) 活動領域と求められる能力

活動領域	求められる能力
① 地域支援活動	地域把握、情報収集、地域診断、対人支援、連携・調整に関する能力
② 事業化・施策化のための活動	企画・立案・評価、調査・研究に関する能力
③ 健康危機管理に関する活動	健康危機管理に関する能力
④ 管理的活動	事業評価、進捗管理、人材育成に関する能力

(2) 各時期とキャリアレベル

時期	キャリアレベルとそのめやす		考え方	
	専門能力	指導歯科衛生士に求められる能力		
新任期	習得期	A 1 (1年目)	—	指導者とともに考え実践する。
		A 2 (2～3年目)	—	実践を積み、自立に向け視野を広げ成長する。
	自立期	A 3 (4～5年目)		歯科保健事業を主体的に自立して実践する。
中堅期	発展期	B		リーダーシップを発揮し、組織としてのマネジメントを行う。
管理期	調整期	C		保健施策全体から歯科保健のマネジメントを行う。

(3) キャリアレベルの定義

レベル	所属・組織における役割	責任を持つ業務範囲	専門技術の到達レベル
A1 (1年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織に属する専門職の自覚を持つ。 ・歯科保健業務を分担する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健業務を正しく理解する。 ・与えられた業務を遂行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な業務を主体的に行う。 ・地域の情報から健康課題を把握できる。
A2 (2～3年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務を持ち、指導を受けながら業務を進める。 ・関係機関・団体と連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健業務全般と地域保健との関連を理解する。 ・担当業務を適切に遂行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難易度の高い業務を、必要に応じて指導を受け実践できる。 ・健康課題の優先度を判断し、具体的な解決策を提案できる。
A3 (4～5年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務を自立して行う。 ・他職種、他部署の役割や立場を理解し連携する。 ・関係機関・団体と円滑に連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健業務と施策の関係を理解する。 ・主担当として担当業務を適切に遂行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難易度の高い業務を自立して実践する。 ・健康課題を明確にして、所属で共有し、事業計画を立案できる。
B (中堅期)	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップを発揮し、歯科保健業務を進める。 ・関係機関・団体と信頼関係を構築する。 ・所属や組織を超えた業務に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健業務と保健施策の関係を理解する。 ・歯科保健業務を適切に遂行し、成果を上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難易度の高い業務の実施方針を決め、必要に応じて他職種を巻き込み実践できる。 ・潜在的な健康課題を明確にし、所属で共有し事業化できる
C (管理期)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健施策全般から歯科保健をとらえ、専門職として指導的な役割を担う。 ・所属や組織を超えた関係機関・団体との連携・調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健施策全般を理解し、PDCAのすべてに責任をもって遂行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的な連携を取りながら、複雑かつ緊急性の高い歯科保健課題に対応する。 ・歯科保健課題解決のための施策を提案し、実践する。

<保健所>

- 1 歯科保健医療対策企画・連携・調整
- 2 情報発信・普及啓発
- 3 調査・研究等の推進
- 4 市町村に対する技術的な指導・支援
- 5 在宅障害者、難病患者等歯科保健医療対策

(4) 専門能力における標準的なキャリアラダー
 〈名古屋市保健センター歯科衛生士用〉

業務指針の項目※		活動領域	求められる能力	キャリアレベル
保健所	市町村			A1 (1年目)
5、6、7、8、9	2 ①～⑨	1 地域支援事業	a 対人支援 <個別支援> ○対象者のニーズを把握し、アセスメントを行い、多職種と連携しながら相手に応じた個別支援を行う能力	・対象者の基本情報を把握し、アセスメントできる
			<集団支援> ○集団のニーズや特性に応じた支援を行い、健康力向上につなげられる能力	・対象のニーズや特性を把握し支援の目的を明確にできる
b 地域把握 ○区、園・学校保健活動及び関係機関・団体の機能や役割を理解し連携につなげる能力 ○地域の社会資源を理解し、歯科保健活動につなげる能力	・区の歯科口腔保健事業、園・学校保健活動及び関係機関・団体の体制を把握している ・地域の保健・医療・福祉等関係施設を把握している			
c 地域診断・情報管理 ○地域の健康課題を把握し、関係機関と連携・協働して対策につなげる能力	・各種健診データを正しく集計し、地域の状況を把握できる			
d 情報収集・把握 ○法律・制度、それに基づく要綱・要領を理解し、歯科保健活動を推進させる能力 ○統計資料を理解し、歯科保健活動に活かす能力	・事業の根拠となる法制度や実施要綱、要領を理解している ・業務に関連する統計資料を理解している			
e 連携・調整 ○組織、関係部署及び関係機関・団体等と積極的に連携し業務を円滑に進める能力	・組織内でタイムリーな報告・相談を行い情報共有ができています ・歯科医師会、歯科衛生士会等関係団体の体制を把握し、必要な連絡調整ができる			
1、2、9	2 ①～⑨	2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価 ○地域の健康課題に応じて歯科保健事業を企画・立案・評価し、事業化・施策化を実践できる能力	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画を把握できる ・地域の健康課題の把握方法が理解できる

<市町村>

- 6 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策
- 7 フッ化物応用の推進
- 8 事業所における歯科保健対策支援
- 9 地域の歯科医療提供体制の整備

- 1 歯科口腔保健事業の企画・実施体制の整備
- ① 歯科口腔保健計画の策定・評価
 - ② 行政歯科専門職の確保・配置・育成
 - ③ 歯科保健担当職員の資質向上
 - ④ 地域関係団体及び関係部局との連携
 - ⑤ 住民ボランティア団体との連携、育成

- 2 歯科保健事業の実施
- ① 妊娠期 ② 乳幼児期 ③ 学齢期
 - ④ 成人期 ⑤ 高齢期 ⑥ 要介護高齢者
 - ⑦ 障害者・障害児 ⑧ 普及啓発・情報発信
 - ⑨ 地域の特性に応じた歯科保健事業

キャリアレベル		
A2 (2～3年目)	A3 (4～5年目)	B (中堅期)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源や必要な福祉サービス情報を提供し、適切な歯科口腔保健指導や生活支援ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難なケースについて多職種や関係機関と連携し継続的な支援ができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援について効果的な評価方法を検討し企画・運営の評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団支援の評価を行い、対象の健康増進につなげられる支援ができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区、関係機関・団体の機能・役割がわかる ・ 園・学校の保健活動を理解し歯科保健活動に関連づけられる ・ 地域の保健・福祉サービスを把握している ・ 地域の医療機関（歯科等）情報を把握し、適宜提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区、関係機関・団体の機能・役割を理解し業務に応じた調整ができる ・ 園・学校保健活動に効果的な歯科保健活動を導入する提案ができる ・ 保健福祉サービスの利用方法や関連施設を把握し必要な情報が提供できる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の状況を分析し、健康課題を抽出できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康課題を把握し、対応策を関係機関・団体等へ提案、働きかけができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度や根拠法令と健康増進計画、歯科口腔保健基本的事項指標等の関連性を理解している ・ 統計資料から地域の状況や課題を把握できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国実施要項（実施要領）等を理解し事業企画につなげられる ・ 統計資料を精査し、業務に活用できる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署の役割や機能に応じ、業務・事業の調整ができる ・ 関係機関・団体と連携する業務・事業の進捗について調整できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署と連携調整を行い事業の協働を働きかけることができる ・ 関係機関・団体と日常的に連携調整を行い相互の事業を効果的に進めることができる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療福祉施策と歯科保健事業との関連が理解できる ・ 地域の健康課題を踏まえ、住民のニーズや地域の特性が理解できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の保健医療福祉施策における歯科保健ニーズを理解し、事業計画の立案、予算の確保ができる ・ 地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・市の保健医療福祉施策の動向を捉え、歯科口腔保健の事業化、施策化ができる ・ 地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価が実践できる

(つづき)

- <保健所>
 1 歯科保健医療対策企画・連携・調整
 2 情報発信・普及啓発
 3 調査・研究等の推進
 4 市町村に対する技術的な指導・支援
 5 在宅障害者、難病患者等歯科保健医療対策

業務指針の項目※		活動領域		求められる能力	キャリアレベル
保健所	市町村				A1 (1年目)
1、3	1 ① 2 ① ⑨	2 事業化・施策化のための活動	g 調査・研究	○地域の健康課題や住民のニーズに対応するための調査・研究を行い、関係機関等と協働した歯科口腔保健対策を進める能力	・調査・研究にかかる基礎資料や必要な情報がわかる
1、5、6、9	1 ① ④	3 健康危機管理	h 健康危機管理	○平常時から各区の健康危機管理体制を把握し、健康危機管理発生時に組織及び関係機関と連携を図り対応できる能力 注) 主に大規模災害を想定して記載	〈平常時の活動〉 ・市の防災計画や災害時歯科口腔保健対応マニュアルを理解し、地域の被害想定(ハザードマップ等)を把握している 〈災害時の活動〉 ・関係部署と連絡調整、情報共有することができる
1	1 ①	4 管理的活動	i 事業評価	○PDCAサイクルに基づき事業評価、効果判定を行い事業の見直しや新たな事業提案ができる能力	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法が理解できる
1	1 ①		j 進捗管理	○名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例や健康なごやプラン21等の名古屋市の方針を踏まえた各区における歯科口腔保健対策を進捗管理する能力	・名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例や健康なごやプラン21等の指標に基づく各区の歯科保健状況が把握できる
1 ③、 5 ⑨	2 ① ⑨		k 情報管理	○名古屋市個人情報保護条例に基づき、業務にかかる文書等を適切に管理、開示保護する能力	・名古屋市個人情報保護条例を理解し、業務にかかる文書等を適切に管理できる ・歯科保健活動上知り得た個人情報を適切に取り扱うことができる ・業務の記録を適切に行い関係者への情報伝達ができる
1 ③、 5 ⑨	1 ②		l 人材育成	○人材育成の方針、考え方を理解し、自らの人材育成管理を行う能力 ○人材育成の方針に沿い、自己啓発に努めるとともに後輩歯科衛生士を指導・育成する能力	・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解し同ガイドラインに基づく自己評価ができる

<市町村>

- | | | |
|---|--|--|
| <p>6 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策</p> <p>7 フッ化物応用の推進</p> <p>8 事業所における歯科保健対策支援</p> <p>9 地域の歯科医療提供体制の整備</p> | <p>1 歯科口腔保健事業の企画・実施体制の整備</p> <p>① 歯科口腔保健計画の策定・評価</p> <p>② 行政歯科専門職の確保・配置・育成</p> <p>③ 歯科保健担当職員の資質向上</p> <p>④ 地域関係団体及び関係部局との連携</p> <p>⑤ 住民ボランティア団体との連携、育成</p> | <p>2 歯科保健事業の実施</p> <p>① 妊娠期 ② 乳幼児期 ③ 学齢期</p> <p>④ 成人期 ⑤ 高齢期 ⑥ 要介護高齢者</p> <p>⑦ 障害者・障害児 ⑧ 普及啓発・情報発信</p> <p>⑨ 地域の特性に応じた歯科保健事業</p> |
|---|--|--|

キャリアレベル		
A2 (2～3年目)	A3 (4～5年目)	B (中堅期)
<ul style="list-style-type: none"> 地域の歯科保健状況から健康課題を抽出し、調査・研究のテーマを設定できる 調査・研究の企画、デザインの設定、適切な分析技法について理解している 	<ul style="list-style-type: none"> 企画に基づき計画的に調査・研究を行い、その結果をまとめることができる 調査・研究の実施について関係機関や大学等と連携できる 調査研究の成果を事業や業務に活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果を還元し地域関係機関等と協働した活動につなげることができる
<ul style="list-style-type: none"> 市・区の体制、関係機関・団体（歯科医師会等）の体制、自身の役割について理解できる 市の防災計画・災害時歯科口腔保健対応マニュアル等に基づき適切に活動できる 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の災害時歯科保健医療活動の関係部署、関係機関・団体と顔の見える関係づくりができる 歯科保健医療活動支援チームの受援調整ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の災害要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備について、関係機関・団体と連携・調整できる 区内の災害要配慮者に対する歯科保健医療活動について、多職種と連携・調整できる
<ul style="list-style-type: none"> 事業の評価指標を設定し事業評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 事業評価に応じ、事業の見直しや新たな事業計画の提案ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる
<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例や健康なごやプラン21等に基づき地域の歯科保健状況の課題の把握、進捗管理ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例や健康なごやプラン21等の進捗状況により、地域の特性、健康課題に応じた事業提案ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例や健康なごやプラン21等の進捗状況に応じ、関係機関、多職種へ歯科口腔保健対策推進の提案ができる
<ul style="list-style-type: none"> 歯科保健活動にかかる情報の取り扱いが適切に行われているか、自主的に確認できる 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科保健活動にかかる情報管理上の不測の事態が発生した際に、所属部署内で補佐のサポートを受けながら主導して対応できる 	
<ul style="list-style-type: none"> 自己評価を行い、積極的に自己啓発を行う 自己学習課題を明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> 後輩歯科衛生士の支援を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成の方針に沿って、人材育成研修計画が作成できる

3 キャリアレベル別の目標到達レベル

<到達レベル>							
0：できない 1：指導者と一緒ができる 2：少しの助言でできる 3：自立してできる 4：後輩に指導・助言できる							
活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A1	A2	A3	B
1 地域支援活動	a 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる	2	3	3	4
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる	2	3	3	4
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる	2	3	3	4
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる	1	3	3	4
			・必要に応じて多職種や関係機関と連携できる	1	3	3	4
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる	1	2	3	4
		集団支援	・集団の対象に応じた目的や狙いが設定できる	2	3	3	4
			・健康教育の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる	2	3	3	4
			・ニーズに応じた健康教育ができる	2	3	3	4
			・集団に応じた効果的な評価方法を検討できる	1	2	3	4
			・健康教育の企画、運営、評価が実施できる	1	2	3	4
			・健康教育を通じて対象の健康増進につながる支援ができる	0	1	2	3
	b 地域把握	歯科保健事業の把握	・歯科口腔保健事業を把握している	2	3	3	4
		保健センター関係部署の把握	・保健センターの体制と役割・機能を把握している	2	3	3	4
		区役所等関係部署の把握	・区役所の体制と役割・機能を把握している	1	2	3	4
			・健康増進課歯科担当の役割・機能を把握している	1	1	2	3
		関係機関・団体の把握	・地区歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している。	1	3	3	4
			・地域関係機関・団体（医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等）を把握している	1	3	3	4
			・その他の関係機関を把握している（病院、教育機関、保育所、高齢者施設等）を把握している	1	3	3	4
			・関係機関・団体の役割や機能を理解し、歯科保健業務との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4
		幼稚園、保育所等保健活動の把握	・幼稚園、保育所、子ども園における歯科保健活動を把握している	1	3	3	4
			・幼稚園、保育所の保健活動の概要を理解し保健センター活動との関連性や連携状況がわかる	1	3	3	4
		小・中学校	・小学校、中学校における歯科保健活動を把握している	1	2	3	4
			・小学校・中学校の保健活動の概要を理解し保健センター活動との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4
		社会資源の把握	・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる	1	3	3	4
			・地域の保健・福祉サービスの提供状況を把握している（子育てサロン等）	1	3	3	4
			・地域の保健・福祉サービスの提供状況を把握している（障害・高齢集いの場）	1	3	3	4
・大まかな福祉サービスの項目を把握している（障害・高齢）	1		2	3	4		
c 地域診断・情報管理	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計できる	1	3	3	4	
		・集計結果から情報の分析を行うことができる	1	3	3	4	
		・データや分析結果を整理し資料化できる	1	2	3	4	
		・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる	1	2	3	4	
		・把握した健康課題から対応策を提案できる	0	1	2	3	

<到達レベル>
 0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A1	A2	A3	B
1 地域支援活動	d 情報収集・把握	法制度の理解 実施要綱・要領の理解	・事業の根拠となる法制度がわかる	1	2	3	4
			・事業に関する実施要綱、要領、通知等がわかる	1	2	3	4
			・事業の根拠法令や制度と健康なごやプラン21、歯科口腔保健基本的事項指標等との関連性が理解できる	1	2	3	4
			・国の実施要綱（実施要領）、健康なごやプラン21、区政運営方針等を理解し、事業企画につながる提案ができる	0	1	2	3
	統計資料の理解・活用	・健康福祉局年報等の統計資料から地域の状況を把握できる	1	2	3	4	
		・統計資料を分析し事業に活用できる	0	1	3	4	
	e 連携・調整	保健センター内の連携	・保健センター内でタイムリーに状況報告や相談できる	2	3	3	4
			・関係する担当の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる	1	2	3	4
			・関係する担当へ連携を働きかけることができる	1	2	3	4
		関係機関との連携	・関係機関の体制を把握し、業務、事業について調整できる	1	2	3	4
		・業務、事業について連携調整を行い主体的に運営できる	0	1	2	3	
2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価	必要な情報の把握・地域診断	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画などの仕組みが理解できる	1	2	3	4
			・国・県・市の保健医療福祉施策の動向を捉え、タイムリーに歯科保健に関する事業化、施策化ができる	1	2	3	4
		企画・立案・評価	・地域の健康課題から住民のニーズや地域の特性が理解できる	1	2	3	4
			・地域の健康課題から優先度を判断し、現行の事業見直しができる	1	2	3	4
	・地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価ができる		1	2	3	4	
	・PDCAにより歯科保健事業を効果的に実践できる		0	1	2	3	
	g 調査・研究	議題の抽出 調査研究の企画	・地域の歯科保健状況を把握し、健康課題を抽出できる	1	2	3	4
			・健康課題やニーズに応じた調査・研究のテーマを設定できる	1	2	3	4
			・基礎資料や情報収集を行うことができる	1	2	3	4
			・調査・研究の企画、デザインが設置できる	1	2	3	4
			・調査・研究の実施に用いる分析技法について理解できる	1	2	3	4
		調査研究の実施	・調査・研究の実施について関係機関等や大学等と連携できる	0	1	2	3
			・調査・研究の実施について企画に基づき計画的に進捗できる	1	2	3	4
			調査・研究 まとめ・還元	・調査・研究の内容を所属、関係機関等に情報提供できる	1	2	3
		・調査・研究の結果をまとめ、発表できる		1	2	3	4
		・調査・研究成果を事業や業務に活用できる		0	1	2	3
3 健康危機管理		h 健康危機管理	地域の把握	・名古屋市防災計画、区災害対応マニュアル及び災害時口腔保健対応マニュアルの内容を理解している	1	3	3
	・災害時の活動について自身の役割を理解している			1	3	3	4
	・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している			1	3	3	4
	・地域関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している			1	2	3	4
			・関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している	1	2	3	4
	平常時の活動		・健康危機管理体制の基礎的な知識を身に付けることができる	1	3	3	4
			・災害時の歯科保健医療活動や体制を考えることができる	1	2	3	4
			・災害時の歯科保健医療活動の受援体制を考えることができる	1	2	3	4
		・災害時要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備に向けて、関係機関・団体と連携・調整できる	1	3	3	4	
	災害時の活動	・関係部署と情報共有できる	1	2	3	4	
		・災害時歯科口腔保健対応マニュアル等に基づき、適切に活動できる	—	—	—	3	

<到達レベル>
 0：できない 1：指導者と一緒に行える 2：少しの助言で行える 3：自立して行える 4：後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A1	A2	A3	B
4 管理的活動	i 事業評価	PDCAに基づく 事業評価・ 施策評価	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法を理解できる	1	2	3	4
			・事業計画の立案時に評価指標を設定できる	1	2	3	4
			・事業評価を行い事業の見直しができる	1	2	3	4
			・新規事業の計画を提案できる	0	1	2	3
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる	0	1	2	3
	j 進捗管理	健康なごや プラン21 及び区政運営 方針の進捗管理	・健康なごやプラン21に基づく各区の歯科保健状況が把握できる	1	3	3	4
			・区政運営方針に基づく各区の歯科保健状況が把握できる	1	2	3	4
			・健康なごやプラン21に基づく名古屋市の歯科保健状況が把握できる	1	2	3	4
	k 情報管理	個人情報管理	・名古屋市個人情報保護条例を理解する	1	2	3	4
			・歯科保健活動上知り得た個人情報を適切に取り扱うことができる	1	2	3	4
			・歯科保健活動にかかる情報管理上の不測の事態が生じた際に、上司のサポートを受けながら適切に対応できる	1	2	3	4
	l 人材育成	自らの 人材育成管理	・名古屋市人材育成基本方針、名古屋市人材育成計画を理解する	1	3	3	4
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解できる	3	3	3	4
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインに基づき自己評価ができる	3	3	3	4
			・自己評価をおこない、積極的に自己啓発を行っている	3	3	3	4
			・自己の学習課題を明確にできる	1	3	3	4
後輩歯科衛生士 の人材育成	後輩歯科衛生士 の人材育成	・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる	—	—	1	3	
		・人材育成の方針に沿った人材育成研修計画が作成できる	—	—	—	3	

4 指導者に求められる能力

本市の歯科衛生士は3区を除き1区1名配置（令和8年3月時点）であるため、後輩歯科衛生士を直接指導、育成する機会は少ない。そのため、指導者となった歯科衛生士は人材育成の経験が十分でないことに加え、指導者自身のキャリア不足もあり指導者の役割を担うことは難しい。よって、指導者の育成と指導者を支える体制を整える必要がある。

（1）指導者に求められる能力（愛知県保健師人材育成ガイドライン ver.2 抜粋）

- 洞察力…新任者の能力を見極める
- 判断力…新任者のキャリア発展上の課題を特定する
- 企画力…新任者の特徴や課題に合わせた教育プログラムを立案する
- 専門的知識…教育内容や手法を工夫する
- 傾聴、状況適合的配慮、支持…個々に合わせた支援者としての関わり
- 説得力…新任者の理解度に合わせて説明する
- 交渉力…関係機関等との環境整備を行う
- 客観的基準の所有…新任者の教育効果や総括的評価を行う

（2）指導者に対する教育・研修及び体制

少数技術職種の教育・指導を担う指導者は、指導方法や評価などのノウハウの蓄積が乏しく相談相手が身近におらず悩みを抱え込む場合もある。そのため、新任研修体系の中に指導者研修を位置づけ、人材育成を進める中での不安や困難事例等について相談、情報交換を行うなど、指導者同士で課題を共有し、連携を深める機会とする。

また、指導者にも通常の歯科保健業務があるため、新任期の人材育成を指導者に一任するのではなく、各職場において指導者を支える体制を整えるとともに本市の歯科専門職全体で関わる必要がある。特に、他職種の視点でのサポートは、専門能力の向上にもつながり、有効である。管理者はじめ、組織のメンバー全体が人材育成の役割を担っていることを意識する体制づくりが重要である。

（3）指導者評価（第3章－4（P.25）に記載）



コラム

先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと

専門職としての強みを磨いていこう。積み重ねた経験や知識が自信につながる

「この街に住んで良かった！」と自分が思える、仕事をしよう

困っているとき、悩んでいるときは誰かに相談しよう

頼まれた仕事は基本断らない！
いつか自分が助けられることになる

連携するには…
顔と存在を知ってもらう
お互いの役割や情報を理解し合うこと

「熱は伝わる」
あきらめなければ風向きは変わる

常に住民にとって、歯科にとって何をすべきか考えて行動しよう

歯科衛生士は少数職種。多職種と上手に関わることがポイント
職場内でも良好な関係を築けば仕事は上手く回る

行政歯科衛生士は地区の「歯と口のセールスマン！」あなたがやらなくて誰がやる？

医療は日進月歩。保健指導も同じ。常にアンテナをはって情報収集、研修を積極的にうけて、自己啓発に努めよう

行政で働くということは、オールマイティであるということ
歯だけではなく健康全般を視野に、広い知識を身につけて

入庁した時の気持ちを忘れないで。素直で謙虚な気持ちは宝物。前向きな気持ちも忘れず、仕事は楽しく、元気にやろう



参考 「地方公共団体における歯科保健医療指針」に基づく 名古屋市保健センターの歯科保健医療業務

〔保健所業務〕

業務指針の項目	具体的な業務内容(追記、一部改変あり)
1 効果的な歯科保健医療対策の企画・連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の保健・医療・福祉に関する情報収集・管理・分析、情報提供 ・ 地域の歯科保健医療に関する課題への対応 ・ 関係機関・団体と連携・調整 ・ 効果的な歯科保健対策の企画・実施 ・ 大規模災害時の健康危機管理における歯科保健医療体制の整備 ・ 健康なごやプラン21（名古屋市健康増進計画） ・ 区政運営方針等の策定参画
2 情報発信・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体と連携した歯科口腔保健に関する講演会の実施、啓発媒体等の作成
3 調査・研究等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の歯科保健の現状・課題等の調査・研究 ・ 関係団体、研究機関、大学等と連携した効果的な歯科保健対策に関する研究
4 在宅の障害者、難病患者等への専門的な歯科保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区歯科医師会や歯科衛生士会と連携した在宅障害者（医療的ケア児を含む）や難病患者等に対する・歯科保健支援 ・ 対応可能な歯科医療機関との連携、多職種との連携調整等の専門的な歯科保健対策の実施
5 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の障害者施設や介護保険施設における歯科健診や施設職員による適切な口腔ケアの普及 ・ 各区歯科医師会や歯科衛生士会と連携した施設歯科健診への支援、職員研修等の実施
6 フッ化物応用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ う蝕予防におけるフッ化物応用の普及 ・ フッ化物歯面塗布事業の効果や意義等の周知 ・ フッ化物洗口事業の効果や安全性についての研修や情報提供、支援 ・ フッ化物配合歯磨剤利用の歯科保健事業における普及啓発
7 事業所における歯科保健対策への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区歯科医師会や商工会議所等の経済関係団体との連携 ・ 事業所における歯科健診や健康教育等の歯科保健対策の導入にかかる専門的な技術支援
8 地域の歯科保健医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の歯科医療の提供状況や歯科医療機関の情報収集 ・ 在宅要介護高齢者や障害者等も含めた歯科医療の提供体制の構築 ・ 住民からの歯科医療に関する相談対応 ・ 医療法等に基づいた歯科医療機関への助言指導等

[保健センター]

業務指針の項目		具体的な業務内容(追記あり)
1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備	① 歯科口腔保健に関する計画の策定・評価	<ul style="list-style-type: none"> 健康なごやプラン21(名古屋市健康増進計画)・区政運営方針等の策定参画 各区の地域特性、歯科疾患の状況、歯科医療資源等の把握 数値目標の設定、PDC Aサイクルに沿った事業評価の実施
	② 行政歯科専門職の確保・配置・育成	<ul style="list-style-type: none"> 各区の歯科保健対策を円滑かつ適切に実施するため協働する歯科衛生士の確保
	③ 歯科保健担当職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 県や市が実施する専門的な技術支援研修への参加 協働で事業に従事する多職種を理解及び歯科衛生士の資質向上
	④ 地域の関係団体及び関係部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> 区内介護福祉、教育等の関係部局との連携 区歯科医師会、歯科衛生士会等の歯科医療関係団体、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の区保健医療関係団体、区介護関係団体、区障害福祉関係団体、商工会議所等の区企業関係団体との連携、多数歯う蝕など児童相談所との連携 大規模災害時の健康危機管理における歯科保健医療体制の整備
	⑤ 住民ボランティア団体との連携、育成	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防等の自主活動グループ、子育てサロン、老人クラブ等の住民ボランティア団体との連携 各団体の活動内容に歯科口腔保健の取組導入に向けた支援
2 歯科保健事業等の実施	① 妊娠期における歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> う蝕予防におけるフッ化物応用の普及 フッ化物歯面塗布事業の効果や意義等の周知 フッ化物洗口事業の効果や安全性についての研修や情報提供、支援 フッ化物配合歯磨剤利用の歯科保健事業における普及啓発
	② 乳幼児期における歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期のう蝕予防に資する歯科保健指導や情報提供、普及啓発 フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、フッ化物歯面塗布の実施 4歳以降は、公衆衛生学的特性を踏まえた集団フッ化物洗口の実施
	③ 学齢期における歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の歯と口腔の健康づくり、食育に関する健康教育や普及啓発 フッ化物配合歯磨剤の普及、集団フッ化物洗口の実施
	④ 成人期における歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 歯周疾患検診の実施、特定健診の質問票を活用し歯科受診を勧奨 喫煙や糖尿病と歯周病との関連や口腔がんに関する普及啓発の充実 乳幼児健診保護者、他の保健事業に合わせた歯科健診機会の拡大
	⑤ 高齢期における歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 口腔機能の維持・向上の普及啓発、後期高齢者歯科健診の実施 保健事業と介護予防の一体的実施における連携、歯科受診勧奨 KDB等を活用した事業の企画立案・評価の実施
	⑥ 要介護高齢者に対する歯科保健事業等	<ul style="list-style-type: none"> 通院が困難な在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診の実施 介護保険施設における歯科健診の普及 在宅歯科医療と介護関係職種との連携、多職種連携研修の実施
	⑦ 障害児者に対する歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害児者に対する歯科健診の普及、施設歯科健診の支援 通院が困難な医療的ケア児等に対する訪問歯科健診の実施
	⑧ 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対し、歯と口腔の健康づくりに資する積極的な情報発信 8020運動のさらなる推進
	⑨ 地域の特性に応じた歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑧の事業の他、外国人対応、無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施

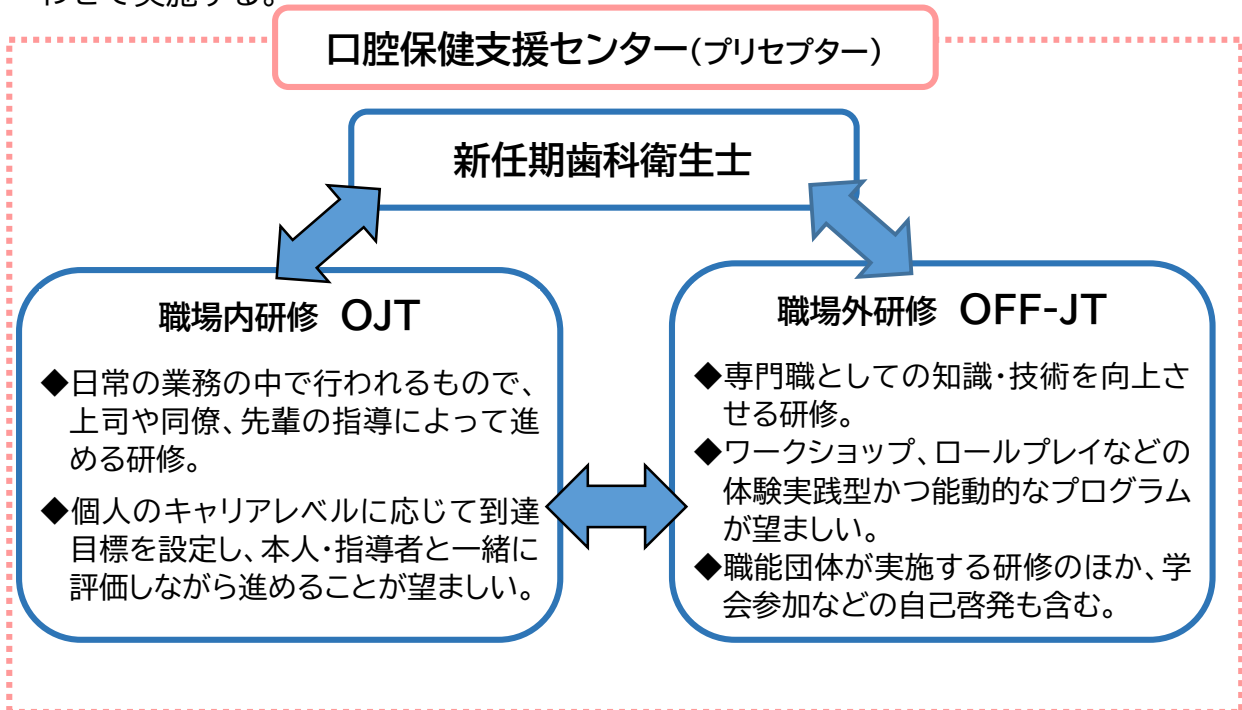
第3章 人材育成のための体制整備

1 専門能力育成における組織的支援

本市保健センター歯科衛生士は、2人体制の3区を除き「一人職種」という配置体制（令和8年3月時点）のため、職場内で歯科衛生士の「専門能力」を育成することは極めて困難である。

そのため「名古屋市人材戦略ビジョン」に基づく「基本能力」「行政能力」を習得する支援体制に加え、「専門能力」の育成は地域保健法の規定に基づき、口腔保健支援センター歯科専門職を指導者（プリセプター）とした組織的な人材育成支援体制の整備が必要である。また、愛知県口腔保健支援センターとも連携を図り、人材育成体制の強化に努めることとする。

研修体制は研修内容により職場内研修（OJT）職場外研修（OFF-JT）を組み合わせる。



地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号／平成三十年法律第七十九号による改行)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

2 体系的な研修体制と研修内容

(1) 研修体系

新任期歯科衛生士の研修体系は主に職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己啓発に分類され、それらを効果的に組み合わせることで地域歯科保健活動を推進する歯科衛生士として必要な能力開発を支援する。（P23 名古屋市歯科衛生士研修体系図参照）

(2) 研修体制

行政歯科衛生士に求められる能力を習得するため、キャリアレベルに応じた研修を実施する必要がある。新任期では以下のとおり、能力の習得を目指した研修を実施する。

キャリアレベルとそのめやす	研修の目標
A1:1年目	指導者とともに考え実践できる能力を習得する
A2:2～3年目	実践を積み、自立し、視野を広げて活動する能力を習得する
A3:4～5年目	歯科保健事業を主体的に実践する能力を習得する 後輩を指導育成する能力を習得する

(3) OJTによる研修方法（名古屋市保健師人材育成ガイドラインより引用）

新任期は指導者とともに考え実践する時期であり、新任者が「自分で考え、自分で気づく」ことができるよう導くことが必要である。指導の基本を参考に基礎から指導し、到達目標の達成度を見ながら実践への意欲が維持できるよう支援する。

◇ 指導の基本

「理解できるように説明する」→「見学させる」→「模擬及び実践経験をさせる（シミュレーション・ロールプレイング）」→「経験や実践を評価しフィードバックする」→「新しい経験に向かわせる」

▶ 理解できるように説明する

知識に関することは、基礎が何かを学習した上で応用へ進む。優しいことから順に難易度を上げて理解を促す。技術については、必要性を理解させた上で手順とポイントを説明する。

▶ **見学させる**

新任者に見学の意図を明確に意識づけした上で一緒に準備し、一連の過程を見学させる。事業参加や体験を織り交ぜるなど工夫する。

▶ **模擬経験・実践経験（シミュレーション・ロールプレイング）させる**

フッ化物塗布などの手順をシミュレーションし、安全に実施できるよう確認する。

また、相談対応や訪問指導など住民との信頼に関わる内容に関しては、実践の前に面接技法などのロールプレイングなどを行い、新任者の技術レベルを確認する。シミュレーション・ロールプレイングの後は講評を行い、実践に向けてレベルの向上を促す。

▶ **サポートしながら実践にうつる**

最初は指導者のサポートの元で実践し、徐々に全過程に責任をもって単独で実践できるように指導する。よいところを認め褒めることで自信を持つよう促し、次の課題を明確にして理解させる。

▶ **経験や実践を評価する**

新任者が経験し実践した行動、思考について評価・分析する。

▶ **経験や実践をフィードバックする**

新任者が体験、実践したことを記録することで本人の気づきを促し、指導者が事前に内容を確認する。その上で評価をフィードバックすることで、本人にとってその内容が内面化し、整理しやすくなる。

また、グループワークやディスカッションなど事例検討会などの手法を取り入れ、アセスメント力をつける機会を設ける。

▶ **新しい経験に向かわせる**

経験のフィードバックから明らかになった獲得すべき課題について、的確にコミュニケーションをはかりながら、「OJTによる指導シート」を活用しながら新任者の理解を促す。併せて、自ら発展進歩できるよう目標を明示し、意欲を引き出すよう指示的に接する。

（４）研修内容（専門研修）

歯科保健の専門分野習得のため 1 地域支援活動 2 事業化・施策化のための活動 3 健康危機管理に関する活動 4 管理的活動の 4 領域に分類し研修を行う。

（P24 活動領域別 専門研修の内容 参照）

名古屋市歯科衛生士研修体系図

職場内研修 (OJT)

職場外研修 (Off-JT)

名古屋市職員研修 (総務局職員部人事課)

- ・ 基本研修
- ・ リスキリング研修
- ・ キャリア支援研修
- ・ 派遣研修
- ・ 講演会
- ・ リーダー養成研修
- ・ OJT支援
- ・ 所属別研修

専門研修

名古屋市歯科口腔保健業務研修 (新規採用者研修)

- 国の歯科保健施策の概要を理解する
- 名古屋市の健康施策について理解する
- 歯と口腔の健康づくり推進条例について理解する
- 歯科関係法規の概要について理解する
- 歯科関係事務について習得する
- 保健センター業務見学実習

愛知県歯科衛生士人材育成研修(新任期・中堅期研修)

- 地域保健福祉行政の現状と公衆衛生活動について理解する
- 疫学・統計の基礎について理解する
- 地域の歯科保健関連計画の理解し健康課題を把握する
- 各ライフステージのアセスメント、支援、評価について
- P D C A サイクルの基礎、実践、応用について理解する
- 健康危機管理体制 (災害) の概要について理解する

名古屋市新任期・中堅期歯科衛生士研修会

- キャリアラダーによる目標設定と達成度を確認する
- 地域課題の確認と事業計画の共有

名古屋市歯科講習会

- 歯科保健分野において必要な知識を習得する

業務別研修

- 難病講習会
- 母子保健に関する研修
- 成人・高齢者保健に関する研修 (KDB・健康づくり・介護予防など)

派遣研修

- 国立保健医療科学院研修
- 全国歯科保健研修

関係機関・団体が行う研修

- 愛知県歯科医師会等

自己研鑽

活動領域別の専門研修の内容

活動領域		研修内容		
		A 1 (1年目)	A 2 (2~3年目)	A 3 (4~5年目)
1 地域支援活動	地域把握	公衆衛生、地域保健福祉行政		
	情報収集・把握	根拠法令、制度、予算の仕組み		
		地域の社会資源（保健・医療・福祉、関係団体）		
	地域診断 情報管理	各種データの集計方法、地域把握	健康格差・社会情勢	
		疫学・統計の基礎知識	疫学・統計の実践と応用	
対人支援	各ライフステージのニーズ把握・アセスメント、介入・支援、評価 （妊産婦、乳幼児、学齢期、成人、高齢者、歯科受診困難者）			
連携・調整	発育・発達、全身疾患、障害、介護・福祉サービスの情報把握			
	保健事業・介護予防の一体的実施、地域包括ケアシステム			
2 事業化・施策化 のための活動	企画・立案・ 評価	地域の歯科保健情報の把握、市・県・国の歯科保健施策の理解		
	調査・研究	P D C A サイクルの基礎知識	P D C A サイクルの実践と応用	
3 健康危機管理	健康危機管理 （災害）	地域の防災計画・基礎情報の理解		
		県ガイドライン、市マニュアルの理解	平時の準備体制の理解	
		地域の関係機関・団体による活動の把握		
		口腔ケア支援活動の理解	受援体制・調整の理解	
4 管理的活動	事業評価	P D C A サイクルの基礎知識	P D C A サイクルの実践応用	
	進捗管理	市・区の歯科保健関連計画の理解		
		区の健康課題の把握、改善策の提案		
人材育成	人材育成ガイドラインの理解、自己評価の実践、後輩の人材育成			

3 評価体制

(1) 目標到達状況の評価

新任期歯科衛生士は、新規採用時は6か月目と1年目の2回、2年目以降は1年を通じて目標到達状況の自己評価を行う。

また、上司及び指導者は歯科衛生士とともにキャリアラダーと達成度の確認と評価分析を行い、OJT等で活用する。

様式集 ➡ 目標達成状況チェックリスト

(2) 目標設定

年度ごとの目標設定及び面接記録を整備する。自ら設定する業務目標や学びたいことなどを明記することで、自己評価のための振り返りや次の目標設定のために活用する。

また、研修受講及び研究発表の記録を整備し、これまで獲得した能力、今後習得したい能力を明確にする。

これらを自ら確認し、上司や指導歯科衛生士と共有することで人材育成計画に反映させる。

様式集 ➡ 人材育成支援シート

4 指導者評価

新任期歯科衛生士の育成・助言・相談を行う指導者が、自身の役割や業務を明確化し、客観的に評価することは、今後の現任教育や人材育成の改善につながり、より良い人材育成体制の整備に役立てることができる。

(1) 評価の視点

- 指導者の行動を客観的に確認できる。
- 指導者自身が新任者を育成することに対する意欲を高められる。
- 評価することで指導者が「充実感」「達成感」を感じられるものにする。

(2) 指導者の評価方法

- 指導者評価は新任期歯科衛生士の自己評価と同時期に設定する。
- 評価の結果は自らの指導の振り返りに活用するとともに、指導者の上司と共有することが望ましい。

様式集 ➡ 指導者評価シート

5 中堅期以降の人材育成

中堅期以降はリーダーシップを発揮し、新任期歯科衛生士の身近で良き相談者として寄り添いながら支援することが求められる。

また、事業の企画立案・実施体制の構築など健康福祉局健康増進課の業務（P27～28 参照）に従事する可能性もあるため、行政職員としての事務能力の向上が求められる。日ごろから担当業務以外にも目を向け、組織全体の目標を常に意識することが望まれる。

専門能力では、各自でキャリアレベルに合った能力を見極め自ら高めていく姿勢が必要となる。新任期と比べて業務の質や広がり求められることは当然であり、専門職として採用された以上、専門能力を発揮するための自己研鑽は必須である。愛知県及び名古屋市口腔支援センターが実施する専門研修や職能団体研修を積極的に受講するなど、知識や情報のアップデートを行う。その他、専門学会や全国大会などに参加し県外の歯科衛生士との交流を図ることは、情報の幅や視野を広げ、日々の業務の改善やモチベーションの維持にもつながるため推奨する。

6 産前産後休暇・育児休業取得者等の人材育成

歯科衛生士は出産や子育てなどのライフイベントによる休業を取得する者も多く、代替職員の確保や人材育成の困難さが課題となっている。また、長期間職務を離れた場合は、円滑な復職に向け各所属において個々の事情を勘案し、キャリアの継続支援に努める必要がある。

離職中の専門領域に関する情報提供、オンライン研修の案内、復帰不安等への相談対応の位置づけが必要である。また、復職直前には「目標到達状況チェックリスト」（P56～58）を活用し、復帰後の活動をイメージすることで、休業中の経験を業務に反映させながら積極的、継続的にキャリアを形成することが可能になる。

歯科衛生士の産休育休代替の現状

産前産後休暇や育児休業は、「労働基準法」や「育児・介護休業法」に定められており、これらを取得する場合、その業務を代替する職員を採用する制度がある。

技術職種の代替職員は、資格免許を有するだけで専門業務の即戦力とみなされることが多く、常勤職員と同じ業務を任せられ、厳しい環境に置かれる場合もある。特に歯科衛生士は、病院・診療所などの臨床業務中心の教育課程であることから、基礎知識のない行政の業務に突然従事することとなり、さらに一人職種であることから身近に相談できる人がいないため、戸惑いや不安を抱えやすい。

こうした背景の中、住民サービスの質の担保には、代替職員の人材育成が欠かせない。新任期職員と共に人材育成研修を受講し、悩みと学びを共有することで就業定着のモチベーションにつなげることが望ましい。

しかし、昨今の歯科衛生士不足の影響により代替職員を募集しても適任者が見つからず採用が困難となる現状がある。今後の大きな課題となることは必然であろう。

第4章 歯科衛生士業務の実際

名古屋市には4名の歯科医師に加えて、市役所健康増進課に3名（うち2名は再任用）、保健センターに19名の歯科衛生士が配置されており、名古屋市の歯科口腔保健を推進している（令和7年度）。各部署の特性を活かして次に示す業務に取り組むこととする。

1 健康福祉局健康増進課の業務

健康福祉局健康増進課は、名古屋市口腔保健支援センター業務として、国、県、市他部局、保健センター、関係機関・団体との連携調整を行う。また、歯科保健に関する法律、「名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条令」に基づく計画の策定及び推進のための環境整備等も併せて行う。

そのほか、保健センターや関係機関・団体が実施する地域歯科保健業務の主体的、効果的な展開を推進する。

（1）地域歯科保健医療体制の整備

名古屋市の歯科保健対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉に関する情報収集・管理・分析・還元を行い、地域の課題に応じて、保健センターや庁内の関係各課、関係機関・団体等と顔の見える関係をつくり、相互の連携を深め、それぞれの役割が発揮できる体制を整備する。

（2）企画立案・実施体制の構築

ア 計画の策定評価

歯科保健対策を効果的かつ効率的に推進するため、「健康なごやプラン 21」「なごや子ども・子育てわくわくプラン」等の計画の中に歯科口腔保健の視点を盛り込み、事業評価を取り入れながら実効性のある計画立案に努める。

イ 調査研究

歯科疾患実態調査等を実施するとともに、地域の歯科保健医療に関する課題を踏まえつつ、歯科保健医療等および、歯科保健対策に関する調査、研究を大学、学会、研究機関等と連携を図りながら実施する。

ウ 情報収集・提供

歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を保健センターに提供するとともに、歯科保健業務の推進に活用し、地域性や住民ニーズに即した歯科口腔保健の普及・啓発を図る。

エ 地域の関係団体及び関係部局との連携

歯科保健活動が円滑に実施されるよう、高齢福祉部、障害福祉部、子ども青少年局、教育委員会等の関係部局との連携を密にする他、名古屋市歯科医師会、愛知県歯科衛生士会等の歯科医療関係団体に加え、大学・学会等の学術機関、医師会等の保健医療関係団体、介護、福祉、企業などの関係団体との連携を密に図り、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組む。

オ 生涯を通じた歯科健診の推進

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた歯科健診の体制整備を図るため、名古屋市歯科医師会、愛知県等と連携しながら歯科健診の普及啓発に取り組む。特に成人期の歯周病の早期予防、発見に向けて、20歳代や30歳代の若年者を中心に、大学等と連携し積極的な周知を図る。

カ 障害児者、要介護高齢者に対する歯科保健医療対策

名古屋市歯科医師会と連携し、障害児者が通院可能な診療所のリストを作成するとともに、通院が困難な障害者及び高齢者を対象に訪問歯科健診、歯科保健指導を実施することで、専門的な歯科保健医療の実施に努める。

また、愛知県歯科衛生士会と連携し、障害児者施設職員に対する研修会を実施し、適切な口腔ケアの普及を図る。

キ 医科歯科連携、病診連携、診診連携の推進

医療分野は医科、歯科共に保健医療課が所管しているため、情報を共有するとともに、愛知県、歯科医師会と協力し体制整備に取り組む。

ク 災害時歯科保健医療体制の確保

大規模災害時における歯科医療及び口腔衛生管理等の迅速な対応が可能になるよう、歯科医師会等と連携し体制整備に努める。また、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努める。



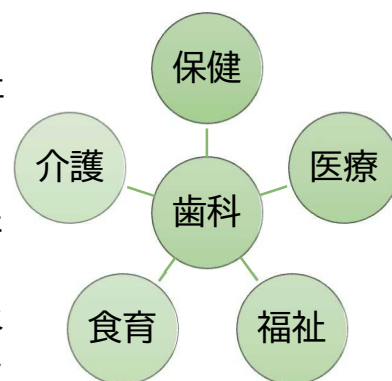
コラム

多職種連携と顔の見える関係づくり

歯科口腔保健活動支援に係る分野は、保健、医療以外に福祉や介護、食育や教育などの幅広い分野にわたる。

社会情勢や生活の多様化が進むなか、支援を推進するには、それぞれに連携した取り組みが求められ、状況の変化に応じた環境整備が重要となる。

地域における支援体制整備を図るためにも様々な関係書及び関係機関・団体と、顔の見える関係づくりを積極的に推進していくことが必要である。



(3) 人材育成・活用

- ・「名古屋市人材育成ガイドライン」(第2版)に基づき歯科衛生士の人材育成に努める。
- ・ 歯科保健対策を円滑かつ適切に推進するには、歯科保健事業に従事する歯科医師の理解と協力が不可欠であり、あわせて会計年度任用職員や雇上げ歯科衛生士の知識や技術の向上に努める必要がある。
- ・ 保健センターに勤務する歯科専門職を対象に国立保健医療科学院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保に取り組む。
- ・ 大学歯学部、歯科衛生士・歯科技工士養成施設における学生教育に協力し、歯科専門職の養成に努める。



コラム

「ヘルスプロモーション」の進化

「ヘルスプロモーション」は、1986年にWHOが提唱した考え方であり、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善できるようにするプロセス」と定義されている。

その理念を実践するための健康に対する取り組みが進められ、2010年のアデレード宣言では、Health in All Policies (HiAP) として「あらゆる政策に健康の視点を組み込む」ことが示された。これは、医療・保健分野に限らず行政の全分野で健康を意識し、部門横断的に課題解決を図る必要性を強調したものである。

健康観の歴史的変遷

オタワ憲章
(1986年)

健康は目的ではなく日々の生活の資源であり、日常生活における基本的かつ動的な力である

バンコク憲章
(2005年)

健康の社会的決定要因(SDH)に取り組むために政策アプローチの統合、市民社会や民間部門との連携が必要と明記

アデレード宣言
(2010年)

健康とは、人の身体的能力に加え、その人の持つ社会的および個人的なリソースにも重点を置く、ポジティブな概念

参考:第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会 参考資料3(厚生労働省)

2 保健センターの業務

本市の保健センターは、地域保健法に基づき保健所支所として公衆衛生行政を担うとともに、市町村が提供する身近な保健サービスの拠点として、市民の健康の保持・増進を支える役割を果たす存在である。そのため、すべてのライフステージに応じた施策を効果的に実施できるよう、次に示す業務を行う。

(1) 企画立案・実施体制の構築

次に示す取り組みをはじめ、区内の関係各課、地域の関係機関・団体との連携を取りながら、歯科保健事業を円滑かつ効果的に実施するための体制をつくる。

- ・区将来ビジョン、区政運営方針の中に歯科口腔保健の視点を盛り込む。
- ・区の特長、現状を把握し健康課題を抽出し、対応策を検討するとともに多職種と連携して事業計画を策定する。

コラム

アセスメントと記録

アセスメントとは、地域課題を解決するための情報を収集・分類・整理し、解釈分析する手順のことをいう。情報は、統計データやライフステージごとの国・県・市町村における計画、社会資源等の地域環境など広く収集する必要がある。状況の変化に応じて繰り返し行い、蓄積することが大切である。

他職種や歯科関係者と情報を共有するためにも、歯科衛生士としての思考・考察ならびに意思決定の過程を书面化することも重要である。

【歯科保健のアセスメント例】

S (subjective) 主観的情報	3歳児のう蝕は、地域全体では順調に改善している一方で、う蝕5本以上の多発・重症う蝕を持つ子供が一定の割合で存在している。
O (objective) 客観的情報	う蝕0本の者は、90.7%、う蝕1~4本の者は7.3%に対し、う蝕5本以上の者は2.0%である。
A (assessment) 評価	3歳で「5本以上のう蝕を持つ児」は、1歳6か月時点で18.7%、う蝕本数が多い児ほどひとり親家庭、外国籍家庭である割合が高い。
P (plan) 計画	う蝕の多発、重症化の防止に向けそれぞれの役割において子育て支援が行えるよう努める。 具体例: う蝕多発児の割合が高い区のデータ推移の確認。各区の対応事例の情報収集および啓発資料の作成・配布。「かかりつけ歯科医」を持つことの周啓発。う蝕高リスク親子に対するフォローアップ等。

(2) 歯科保健事業

歯科保健対策事業実施要綱はじめ事業の実施要綱に基づき、「日常業務マニュアル」を参考に歯科保健事業を行う。

<p>母子 保健指導</p>	<p>妊娠・出産、乳幼児期まで一貫した保健サービスの提供を行う。 子育て支援の中で多職種と連携しながら、発育・成長に合わせ母子歯科保健にかかる課題を解決する。</p> <p><具体的な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦やそのパートナーの歯・口腔の健康づくりの支援 ○乳幼児のう蝕などの歯科疾患予防、口腔機能発達の支援 ○フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、フッ化物歯面塗布の実施 ○保育所、幼稚園、こども園における歯科保健活動、フッ化物洗口の支援 ○歯科健診を通じた虐待予防、早期発見
<p>学校 保健事業</p>	<p>小・中学校、特別支援学校が、学校保健安全計画に基づき、学校歯科医と連携し、集団教育として学校教育活動に必要な「保健教育」、児童・生徒の心身両面の健康増進を図る「保健管理」などに取り組む。</p> <p><具体的な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校、養護教諭部会、学校歯科医等の関係者との連携 ○学校における歯科保健活動、食育や口腔機能育成等の支援 ○学校におけるフッ化物洗口及びフッ化物配合歯磨剤の普及
<p>成人 保健指導</p>	<p>市民が生涯自分の歯で食生活が楽しめるよう、疾病状況等を把握しながら健康増進活動の一環として歯・口腔の健康づくりを推進する。</p> <p><具体的な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯周疾患の早期発見・重症化予防のための歯科健診、個別相談、保健指導、健康教育、定期的な歯科健診の受診啓発 ○栄養や運動などの生活習慣病対策事業との連携 ○事業所等と連携した普及啓発活動
<p>高齢者 保健指導</p>	<p>住民が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防と連携した保健医療サービスの提供を実施する。</p> <p>オーラルフレイル予防を推進するため、歯周疾患の重症化による歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上のほか、高齢者支援団体と連携、協働を図る。</p> <p><具体的な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養・運動等のフレイル対策と合わせたオーラルフレイル対策事業 ○歯科医師会と連携し実施している 8020 運動や、健康づくり施策と連携した歯周疾患重症化予防に関する事業
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を要する住民に対する適切な歯科保健医療サービスの提供の支援 ○災害時歯科保健活動に備え、平時の体制整備や情報収集 ○「災害時歯科口腔保健対応マニュアル」に沿って、健康危機管理に取り組む

(3) 関係機関・団体との連携及び調整

- ・区の保健・医療・福祉・学校等の関係機関、区歯科医師会等の関係団体と連携を図り円滑な業務の推進に努める。
- ・地域で活躍するボランティア組織と連携を図り、市民主体の歯科保健事業の推進を図る。

(4) 情報収集・提供

- ・社会資源や歯科保健に関する情報等を積極的に集め、市民に分かりやすく周知するとともに、関係機関、関係団体へ情報提供し共有に努める。

(5) 人材育成・活用

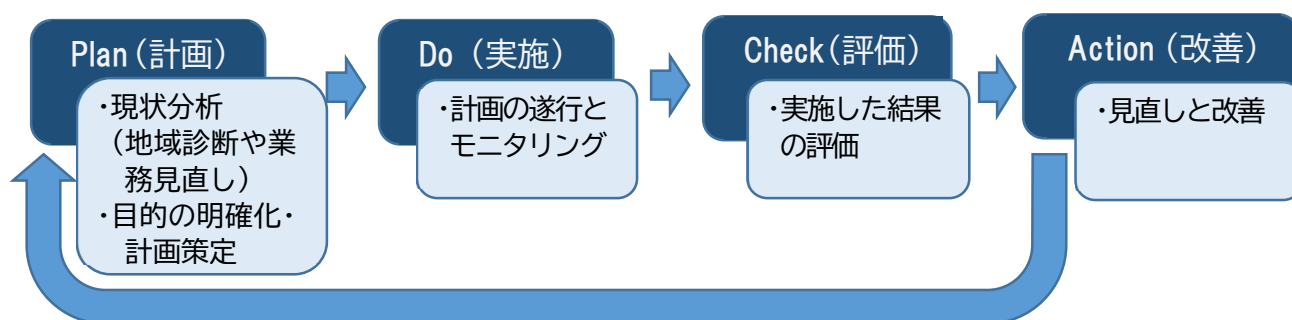
- ・歯科保健対策を円滑かつ適切に推進するには、歯科保健事業に従事する歯科医師の理解と協力のほか、会計年度任用職員や臨時雇用の地域活動歯科衛生士の知識や技術の向上が必要である。
- ・区内幼稚園・保育所等の保育士、教諭などの歯と口腔の健康づくりに携わる支援関係者との情報の共有化に努める。
- ・「名古屋市人材育成ガイドライン」に基づき歯科衛生士の人材育成に協力する。



コラム

地域診断に基づいた PDCA サイクル

地域の各種データや社会情報等を把握し、現状の分析を行い、その結果から課題の明確化、優先課題を選定する。事業目的の設定や計画策定を行い、計画的に実施する。実施後、事業評価を行い、見直し、改善を図る。PDCA はどこから入ってもサイクルを回すことができる。





コラム

ソーシャル・キャピタルと住民との協働

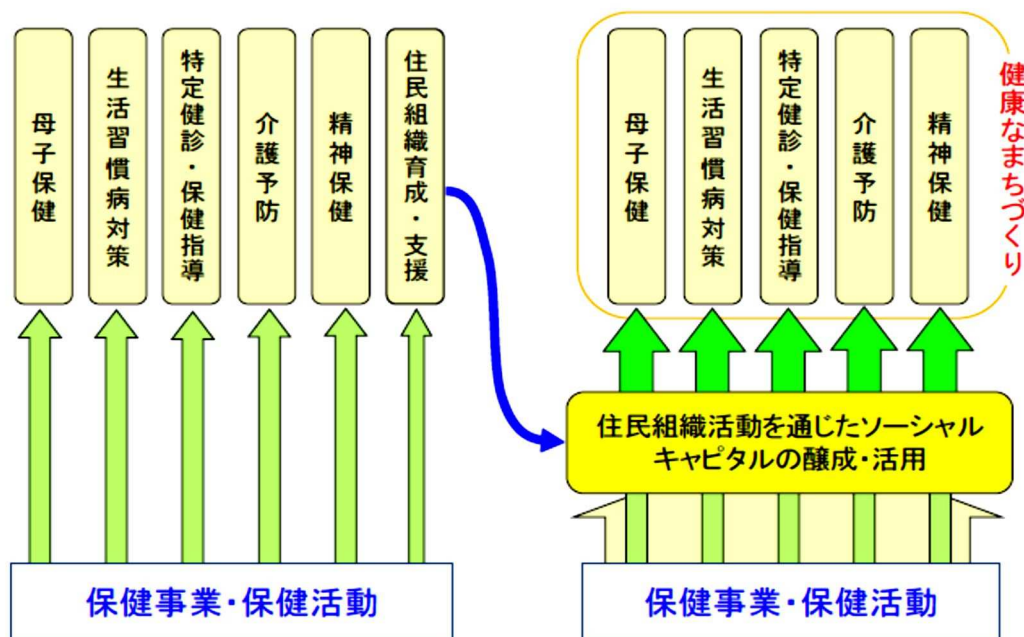
地域に根差した信頼、社会規範、ネットワーク（人とのつながり）などの社会資源を「ソーシャル・キャピタル」といい、これらを活用することによって、歯科保健事業を円滑・効率的に進めることができる。

市町村は、地域の財産となるソーシャル・キャピタルを育成、醸成する役割がある。住民主体の組織・団体等と信頼関係をつくり、互いの特性や能力を発揮できるよう環境を整え、連携を深めながらネットワークを構築し、協働を継続して推進することが重要となる。

【ソーシャル・キャピタルを活用した歯科保健活動事例】

ピタコチョコキャラバン隊 (豊川市)	園に出向いて歯みがきの実施、キャラバン隊の吹き込みによる動画の配信など
むしバスターズ (田原市)	学校歯科医と連携し、学校歯科保健委員会等で人形劇や紙芝居を活用した知識啓発など（第49回衛生教育奨励賞受賞）

【イメージ図】



保健活動におけるソーシャル・キャピタルの位置付け

<出典：住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル 醸成・活用にかかる手引き>

資料集

資料1 関連する法律・施策

資料2 関連する通知・指針・実施要領など

➤地方公共団体における歯科保健医療業務指針について

資料3 名古屋市・愛知県の主なマニュアルなど

資料4 保健・医療に関連する主な名古屋市の計画

資料5 関係機関・団体




資料6 歯科保健関連情報 Web サイト

資料7 参考書籍・刊行物

資料8 名古屋市口腔保健支援センター設置要綱

資料9 新規採用者サポーターの心得

資料の説明と活用のポイント

資料のタイトル		活用ポイント
資料1	関連する法律・施策	<p>行政の歯科衛生士として、業務を行うための根拠となる法律や施策、計画などの一覧</p> <p>今すぐ理解しなければ…と難しくとらえなくても大丈夫です。自分で調べ、自分の事業と結び付けて何度も目を通してうちに理解が深まります。</p> 
資料2	関連する通知・指針・実施要領 地方公共団体における 歯科保健医療業務指針	
資料3	名古屋市・愛知県の主なマニュアルなど	
資料4	保健・医療に関連する主な名古屋市の計画	
資料5	関係機関・団体	<p>業務を行う上で、連携をとるとよい関係機関や団体の一覧</p> <p>地域にどのような関係機関・団体があり、主にどういった仕事や役割を担っているかを把握することが、多職種連携の一步となります。</p> 
資料6	歯科保健関連情報 Web サイト	<p>業務を行う上で、参考になる書籍や Web サイトの一覧</p> <p>行政職員として誤った情報を発信しないよう、常に最新情報をチェックしよう。Web サイトは信頼できるサイトかどうかを見極め、事前にどのサイトにどのような情報があるかを把握しておく仕事がスムーズに進みます。</p> 
資料7	参考書籍・刊行物	
資料8	名古屋市口腔保健支援センター設置要綱	<p>平成 27 (2015) 年に設置された 名古屋市口腔保健支援センターの設置要綱 歯科衛生士の人材育成を担当</p>
資料9	新規採用者サポーターの心得	<p>新規採用者サポーター制度運用の手引きより (総務局職員部人事課人材育成担当)</p>

資料1 関連する法律・施策

●名古屋市所管

法 律	主な施策	主な報告
歯科衛生士法	歯科保健指導、予防処置	歯科衛生士業務従事者届 衛生行政報告例（隔年）
地域保健法	保健所の業務 市町村保健センターの業務	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報＜事業編＞
健康増進法	健康日本21 健康増進事業（歯周疾患検診、健康教育、健康相談等） ●健康なごやプラン21	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報＜事業編＞ ●健康福祉年報＜事業編＞
歯科口腔保健の推進に関する法律	基本的事項 ●名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報＜事業編＞
母子保健法 子ども基本法 子ども・子育て支援法	健やか親子21 健康診査の実施（1歳6か月児、3歳児） 健康診査の勧奨（妊産婦・幼児等） 知識の普及、保健指導 ●なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市子どもに関する総合計画） ●名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画 ●名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画	地域保健・健康増進事業報告 ●健康福祉年報＜事業編＞ ●子ども青少年局事業概要 ●健康福祉年報＜事業編＞
食育基本法	食育推進基本計画 ●名古屋市食育推進計画	●健康福祉年報＜事業編＞
児童虐待の防止等に関する法律	●名古屋市児童を虐待から守る条例	●子ども青少年局事業概要
成育基本法※1 医療的ケア児支援法※2	●名古屋市医療的ケア児支援サイト 歯科保健指導	●子ども青少年局事業概要
学校保健安全法 同 施行規則	幼稚園、こども園、小学校、中学校の健康診査、保健管理、保健活動	学校保健統計 ●教育要覧 第5部 学校保健 ●健康福祉年報＜事業編＞
高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査・特定保健指導・高齢者保健事業（歯科健康診査、健康教育、健康相談等）	特定健康診査等実施状況結果報告 後期高齢者医療事業状況報告 ●健康福祉年報＜事業編＞
介護保険法	一般介護予防事業 ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	一般介護予防事業報告 ●健康福祉年報＜事業編＞
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	●名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	●健康福祉年報＜事業編＞

※1 生育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

※2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

資料2 関連する通知・指針・実施要領など

(1) 全般

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	平成12年12月28日／厚生省告示第615号 令和6年12月1日／厚生労働省告示第374号
地方公共団体における歯科保健医療業務指針	平成9年3月3日／厚生省健康政策局長 令和6年3月28日／厚生労働省医政局長 P.43～50
国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	平成24年7月10日／厚生労働省告示第430号 令和5年5月31日／厚生労働省告示第207号
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	平成24年7月23日／厚生労働省告示第438号 令和元年11月26日／厚生労働省告示第176号 令和5年10月5日／厚生労働省告示第289号
8020運動・口腔保健推進事業実施要領	平成27年4月10日／厚生労働省医政局長 令和5年3月28日／厚生労働省医政局長
歯科医療提供体制等に関する検討会 中間とりまとめ	令和6年5月27日／厚生労働省医政局歯科保健課
歯科口腔保健の推進に係る う蝕対策ワーキンググループ報告書	令和元年6月4日／厚生労働省医政局歯科保健課
「第4次食育推進計画」に基づく 歯科口腔保健を通じた食育の推進について	令和3年4月1日／厚生労働省医政局歯科保健課長

(2) 母子保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
幼児期における歯科保健指導の手引き	平成2年3月5日／厚生省健康政策局長通知
母性、乳幼児の健康診査及び歯科保健指導 に関する実施要領	平成8年11月20日／厚生省児童家庭局長 (平成9年4月1日から運用)
母子歯科健康診査及び保健指導に関する実施要領	平成9年3月31日／厚生省児童家庭局長・健康 政策局長（平成9年4月1日から運用）
授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）	平成31年3月29日／厚生労働省子ども家庭局 母子保健課長
妊産婦のための食生活指針	令和3年3月31日／厚生労働省子ども家庭局 母子保健課

(3) 学校保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方 フッ化物洗口マニュアル（2022年版）	令和4年12月28日／厚生労働省医政局長・健康局長通知
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり／同 改訂版	平成23年3月／文部科学省スポーツ・青少年局長 令和2年2月／公益材団法人日本学校保健会
薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局長
卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について（その2）	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局総務課
学校歯科医の活動指針＜令和3年改訂版＞	令和3年10月／公益社団法人日本学校歯科医会

(4) 成人・高齢者保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針	平成16年6月14日／厚生労働省告示第242号 令和2年2月12日／厚生労働省告示第37号
健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長
健康増進事業実施要領	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長 (平成20年4月1日から適用、随時改正)
歯周病検診マニュアル 2023	令和6年5月10日／厚生労働省医政局長
歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について	平成20年5月30日／厚生労働省労働基準局長
介護予防マニュアル（第4版）	令和4年3月／厚生労働省老健局老人保健課
特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）	平成30年3月／厚生労働省保険局医療介護連携政策課
後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル	平成30年10月24日／厚生労働省医政局歯科保健課長・保険局高齢者医療課長
高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（第3版）	令和6年3月／厚生労働省保険局高齢者医療課

(5) その他

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について	令和4年7月厚生労働省大臣官房厚生化学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、社会・援護局、老健局
JDAT（日本災害歯科支援チーム）活動要領（第1版）	令和4年10月／公益社団法人日本歯科医師会
災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル（2025年度版）	令和7年8月／公益社団法人日本歯科衛生士会
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体実践する歯科健康診査・歯科保健指導について	令和2年4月／厚生労働省医政局
新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について	令和2年6月／厚生労働省医政局
新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン（第4班）	令和4年12月／公益社団法人日本歯科医師会
人材育成・確保基本方針策定方針	令和5年12月22日／総務省

資料3 名古屋市・愛知県の主なマニュアルなど

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
日常業務マニュアル	令和4年6月／名古屋市歯科医師・歯科衛生士研究会
名古屋市乳幼児歯科健康診査の記入について	令和6年4月／名古屋市歯科医師・歯科衛生士研究会
母子健康診査マニュアル（改訂10版）	令和3年3月／愛知県保健医療局
フッ化物洗口マニュアル（改訂第2版）	令和3年3月／名古屋市健康福祉局
フッ化物洗口実践集2	令和6年4月／愛知県保健医療局
愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン	令和5年5月／愛知県保健医療局
愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン	令和3年4月／愛知県保健医療局

地方公共団体における歯科保健医療業務指針について

(令和6(2024)年3月28日／医政発0328第23号／厚生省医政局長通知)

都道府県等の地方公共団体における歯科保健業務については、平成9年4月に地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第84号)が全面施行されたことを踏まえて定めた「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」(平成9年3月3日付け健政発第138号厚生省健康政策局長通知「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」別添。以下「旧指針」という。)に基づき取り組まれてきたところである。

平成9年に旧指針が策定されて以降、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。)の制定や、同法に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)の策定等を通じ、地方公共団体における歯科保健業務を取り巻く環境は大きく変化している。

他方で、我が国においては、少子高齢化の進展による人口構成の変化や歯科疾患の疾病構造等の変化に伴い、歯科医療提供体制を取り巻く状況にも大きな変化をもたらされている。特に、都道府県や都道府県が設置する保健所(以下単に「保健所」という。)においては、従来の歯科保健業務に加えて、医療と介護の連携体制の構築、障害者への対応、災害・新興感染症等の有事への対応も含め、歯科医療提供体制の確保に関する多種多様な対応が求められている。

また、市町村及び特別区においては、介護保険法(平成9年法律第123号)の施行以降、介護保険を運営しており、医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であり、高齢者における口腔の健康の保持・増進を図る観点からも、介護分野と連携を図りながら歯科保健医療業務を進めていくことが求められている。

こうした昨今の歯科保健医療を取り巻く状況を踏まえ、地域における歯科保健医療提供体制の充実を図る観点から、都道府県及び保健所、市町村並びに保健所設置市及び特別区における歯科保健及び歯科医療業務の役割分担を明らかにするため、以下の指針を業務の参考として示すこととした。なお、これらの内容については、各地域の実情に応じて柔軟に対応すべきものである。

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定・評価

都道府県は、生涯を通じた住民の歯科口腔保健の推進を図るため、基本的事項を踏まえ、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携し、各都道府県における歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる歯科口腔保健に係る計画を策定し、施策の具体化を行うよう努めること。なお、歯科口腔保健の施策について、PDCAサイクルに沿った評価を定期的に行い、施策の改善及び充実に努めること。

また、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく都道府県健康増進計画や基本的事項における歯と口腔の分野においては、う蝕や歯周病の予防等の施策の具体化を図るとと

もに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画の策定においても、高齢者に対する口腔機能向上の取組等の施策の具体化を行う等、各計画との有機的な連携を図ること。

(2) 行政歯科専門職の確保・配置

都道府県は、地域の実情に応じた効果的な歯科保健業務が円滑かつ適切に実施できるよう、各種歯科保健対策の企画・立案、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士等）の確保・配置に努めること。

(3) 調査研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健医療に関する課題を踏まえつつ、歯科保健医療等の調査及び研究並びに歯科保健対策に関する研究を、大学、学会、研究機関等と連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯科口腔保健の普及・啓発を図ること。

また、市町村の歯科保健事業の企画立案に必要な、市町村毎の歯科保健医療に関するデータの分析・提供や先進的、効果的な歯科保健対策に関する情報等を収集し、市町村に提供すること。

(5) 地域の関係団体及び関係部局との連携

都道府県は、歯科口腔保健の施策が円滑に実施されるよう、各都道府県の歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士の会、歯科医療関係団体に加えて、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、大学・学会等の学術機関、介護関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体、庁内の保健医療福祉の関係部局や教育委員会との連携を密に図りながら、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組むこと。

特に、近年、児童虐待と多数歯う蝕との関係が指摘されていることを踏まえ、児童相談所との連携にも配慮すること。

(6) 生涯を通じた歯科健診の推進

都道府県は、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期に至る生涯を通じた歯科健診の体制整備を図るため、歯科医師会、歯科衛生士会、市町村、医療保険者、事業所等と連携しながら、歯科健診の支援や住民に対する歯科健診の普及啓発に取り組むこと。特に、成人期の歯周病の早期予防・発見に向けて、20歳代や30歳代の若年者を中心に、かかりつけ歯科医の定着や、市町村による歯周疾患検診、企業等における歯科健診の積極的な支援等に努めること。

(7) 障害者に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、障害者（医療的ケア児を含む。）についても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会、歯科衛生士会及び関係学会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援、摂食嚥下障害を持つ障害児等への口腔機能の育成の取組、施設職員による口腔ケアの知識や技術の研修の実施に努めること。

(8) 要介護高齢者等に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、要介護高齢者であっても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援や職

員による口腔の管理の知識や技術の研修の実施に努めること。また、高齢者の口腔機能の維持向上や機能低下に関する普及啓発の他、高齢者の摂食嚥下障害や口腔機能の低下に対応できる人材育成、歯科専門職を含めた多職種による連携体制の構築に努めること。

(9) 科学的根拠に基づく歯科保健対策の推進

都道府県は、歯科口腔保健の施策が効果的かつ実効性のある取組となるよう、科学的根拠に基づき施策の検討、具体化を図り、その導入支援に取り組むこと。特に、う蝕予防におけるフッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等の歯科保健対策については、高いう蝕予防効果と安全性が十分に確立していることから、普及・推進に取り組むことは大変重要であるが、関係者が地域のう蝕の減少及び健康格差の縮小を図るといふ共通認識を持つことが重要であるため、関係者の合意を得た上で取り組むこと。

(10) 口腔保健支援センターの設置運営

都道府県は、歯科口腔保健法に基づき、総合的な歯科口腔保健の施策に取り組めるよう口腔保健支援センターを行政組織（機能）として設置するよう努め、庁内関係部局や歯科医師会等の関係団体による協議の場を設け、全庁的かつ関係団体が連携、協力し、地域の歯科口腔保健の施策を推進する体制整備に取り組むこと。このため、口腔保健支援センターには、事業の企画、調整、評価に従事する歯科医師、歯科衛生士を配置することが望ましい。

2 地域歯科医療提供体制の構築について

(1) 企画・調整・計画の策定・評価

都道府県は、住民の歯科医療の確保を図るため、協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して、地域の実情に応じた歯科医療の推進に関する施策の策定、具体化を行うこと。また、適切な評価指標を設定した上でPDCAサイクルに沿った評価を定期的に行い、施策の改善及び充実に努めること。

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画の策定に際しては、在宅歯科医療や障害者に対する歯科医療、無歯科医地区等の歯科医療の供給が十分ではない歯科医療等、地域における歯科医療の提供体制が計画的に確保されるよう施策の具体化を行うこと。さらに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画の策定においても、歯科医療関係者と介護関係者との連携促進等の施策の具体化を行うこと。

なお、地域の歯科医療提供体制の評価にあたっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や各種医療統計等を活用すること。

(2) 障害者に対する歯科医療提供体制

都道府県は、一般に歯科治療が困難な障害者に対する歯科医療の提供体制の確保を図るため、全身管理等にも対応可能な地域の拠点となる歯科医療機関の設置・運営等に取り組むこと。また、地域の実情に応じて、身近な地域において可能な範囲の歯科診療や定期管理等に対応できるよう、歯科医療関係者の育成や対応可能な歯科医療機関の情報提供等を含めた障害者歯科医療の提供体制の構築に取り組むこと。

(3) 要介護高齢者に対する歯科医療提供体制

都道府県は、地域包括ケアシステムの中で歯科医療提供体制を確保するため、要介護高齢者等が自宅等の、住み慣れた生活の場で適切な医療を受けられるよう、訪問歯科診療に従事する歯科医師、歯科衛生士等に対する人材育成等を行い、要介護高齢者に対する歯科医療提

供体制の構築に取り組むこと。

また、医療介護関係者や住民からの相談窓口となる在宅歯科医療連携室の整備についても、郡市区歯科医師会単位での設置等、きめ細かな相談体制の構築に努めること。

(4) 医科歯科連携の推進

都道府県は、口腔衛生管理の重要性が強く指摘されている者（糖尿病を有する者や周術期管理が必要な者等）に対する医科歯科連携の推進に取り組むこと。具体的には、医科歯科連携の推進に向けた関係者会議や研修の実施、各種連携ツールの作成等に取り組むこと。

(5) 円滑な歯科医療の提供に向けた病診連携、診診連携

都道府県は、障害者や基礎疾患を有する患者等への歯科医療や摂食・嚥下機能にかかる食支援の提供を円滑に行うため、各歯科医療機関の機能を把握し、見える化する等の取り組みを進めることにより、病院歯科と歯科診療所との病診連携、歯科診療所間の診診連携の体制構築に努めること。特に、指針等により、歯科医療提供体制の確保等が示されている疾患や対象患者については、その確保に努めること。

(6) 災害時歯科保健医療体制の確保

都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めること。また、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

(7) ヘき地、離島に対する歯科医療提供体制の確保

都道府県は、無歯科医地区等のヘき地、離島に対する歯科医療の確保を図るため、必要に応じて、歯科診療班の派遣等を行うこと。

(8) 感染症の感染拡大時における歯科医療提供体制の確保

都道府県は、新興感染症等の感染拡大時において、患者に対する緊急的な歯科治療に対応できるよう、大学病院等の地域の歯科医療機関と協議、連携し、歯科医療提供体制の確保に努めること。

3 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する人材育成

都道府県は、都道府県に勤務する行政歯科医師、行政歯科衛生士を含む歯科専門職等を対象に、歯科口腔保健を担う職員の育成を図るため、国立保健医療科学院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保の他、国や他自治体との人事交流等も考慮した計画的な人材育成に取り組むこと。また、地域の実情に応じ、歯科口腔保健に限らない公衆衛生の専門職及び管理職として育成することも検討する等歯科専門職等の人材育成方針の策定に努めること。

(2) 市町村の歯科保健事業担当職員に対する人材育成

都道府県は、管内市町村の歯科保健事業の充実に資するため、市町村において歯科保健事業を担当する職員（歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、その他の職員）を対象に、最新の歯科保健事業に関する情報提供や先進的な取組事例等に関する研修の実施に努めること。

(3) 歯科健診や歯科保健指導に従事する歯科医師、歯科衛生士に対する人材育成

都道府県は、市町村の歯科保健事業において歯科健診や歯科保健指導に従事する歯科医師や歯科衛生士を対象に、歯科保健指導の実施に必要な基本的な知識の他、学会見解やガイドライン等の最新情報、行動科学等の健康教育の充実に資する情報提供を行う等、歯科専門職の人材の育成に努めること。

(4) 歯科口腔保健に関する住民ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科口腔保健の施策のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、地域の実情に応じて、食生活改善推進協議会や介護予防等の自主活動グループ等の関連機関と連携し、8020運動推進員等のボランティアの育成を図ることのできる体制整備に努めること。

(5) 歯科専門職養成への協力

都道府県は、大学歯学部、歯科衛生士・歯科技工士養成施設における学生教育及び歯科医師臨床研修に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健医療を担うことのできる資質の高い歯科専門職の養成に対する支援に努めること。

(6) 歯科専門職の人材確保

都道府県は、地域の実情に応じて、歯科医療関係団体と連携しながら、子育て等により離職した歯科衛生士や歯科技工士に対し復職に必要な研修や人材紹介等を行う等、地域の歯科専門職の人材確保に努めること。

4 保健所における歯科保健医療業務について

(1) 効果的な歯科保健医療対策の企画・連携・調整

保健所は、管内の歯科疾患や歯科医療の提供状況等、保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行い、市町村や関係機関に対して、これらの適切な情報提供に努めること。

また、地域の歯科保健医療に関する課題に応じて、市町村や歯科医師会等の関係団体と連携・調整を図りながら、効果的な歯科保健対策の企画、実施に努めること。

(2) 情報発信・普及啓発

保健所は、管内の住民が歯と口腔の健康を維持・向上できるよう、市町村や歯科医師会等の関係団体と連携しながら、歯科口腔保健に関する講演会の実施や啓発媒体等を作成する等、積極的な情報発信・普及啓発に取り組むこと。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は、管内の地域の歯科保健に関する実情に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、効果的な歯科保健対策に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 市町村に対する技術的な指導・支援

保健所は、管内の市町村が実施する歯科保健事業の状況を把握するとともに、市町村の各種歯科保健事業が効果的に展開されるよう、各市町村の歯科保健に関する課題分析、地元歯科医師会や歯科医療機関との調整、事業に対する助言指導、従事する歯科衛生士等の人材育成等、技術的な支援に取り組むこと。

特に、歯科衛生士未配置市町村や市町村が新たな歯科保健事業を企画立案する際には、積極的な支援を行うこと。

(5) 在宅の障害者、難病患者等への専門的な歯科保健医療対策

保健所は、歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅の障害者（医療的ケア児を含む）や難病患者等に対する訪問を含めた歯科健診・保健指導、対応可能な歯科医療機関との連携等、専門的な歯科保健対策の実施に努めること。

(6) 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策

保健所は、管内の障害者施設や介護保険施設において定期的な歯科健診や施設職員による適切な口腔ケアの普及を図るため、歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、施設歯科健診への支援や職員に対する研修等の実施に取り組むこと。

(7) フッ化物応用の推進

保健所は、管内市町村に対して、う蝕予防におけるフッ化物応用の普及に努めること。フッ化物歯面塗布事業については、未実施の市町村に対し、その効果や意義等について周知を行うとともに、フッ化物洗口事業については、管内の市町村及び教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校を対象に、効果や安全性について研修や情報提供を行い関係者の合意を得た上で支援に努めること。

また、フッ化物配合歯磨剤についても、専門学会による見解に基づき、市町村の各種歯科保健事業における歯科保健指導や普及啓発の機会を用いて、住民にその利用を推奨すること。

(8) 事業所における歯科保健対策への支援

保健所は、地域の実情に応じて、地元歯科医師会や商工会議所等の経済関係団体と連携しながら、企業等の事業所における従業員対象の歯科健診（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく歯等に有害な業務に従事する労働者に対する歯科健診を含む）や健康教育等の歯科保健対策の導入等において、専門的な技術支援に努めること。

(9) 地域の歯科医療提供体制の整備

保健所は、管内の歯科医療の提供状況や歯科医療機関の情報収集に努めるとともに、歯科医師会や市町村等と連携しながら在宅要介護高齢者や障害者等も含めた歯科医療の提供体制の構築に努めること。また、必要に応じて、住民からの歯科医療に関する相談対応や医療法等に基づいた歯科医療機関への助言指導等を行うこと。

第二 市町村における歯科保健業務

1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備について

(1) 歯科口腔保健に関する計画の策定・評価

市町村は、歯科保健対策を効果的かつ効率的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる歯科口腔保健計画の策定、または、健康増進計画や介護保険事業計画等に、歯科保健や口腔機能向上に関する健康教育、歯科保健指導、歯科健診等の取組方針を盛り込み策定するよう努めること。

なお、策定にあたっては、市町村の地域特性、歯科疾患の状況、歯科医療資源等を把握するとともに、必要に応じ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、基本的事項を踏まえ

た数値目標の設定及びP D C Aサイクルに沿った事業評価も行うこととし、実効性のある計画の立案に努めること。

(2) 行政歯科専門職の確保・配置・育成

市町村は、地域の実情に応じた効果的な歯科保健対策が円滑かつ適切に実施できるよう、各種歯科保健対策の企画・立案、歯科医療機関や医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科衛生士等の確保・配置に努めること。

また、歯科衛生士等を対象に、歯科口腔保健の専門職としての育成を図るため、国立保健医療科学院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保の他、行政職員としての育成を図る観点から関連部局への異動を行う等、計画的な人材育成に努めること。

(3) 歯科保健担当職員の資質向上

市町村は、歯科保健事業の充実に資するため、都道府県や保健所が実施する研修に参加させる等、専門的な技術支援を受けながら、歯科保健事業の企画立案や保健指導に従事する保健師や管理栄養士等の資質向上に努めること。

(4) 地域の関係団体及び関係部局との連携

市町村は、歯科保健事業が円滑に実施されるよう、介護福祉、教育等の関係部局との連携と密にする他、歯科医師会、歯科衛生士会等の歯科医療関係団体、大学・学会等の学術機関、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、介護関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体との連携を密に図りながら、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組むこと。

特に、近年、児童虐待と多数歯う蝕との関係が指摘されていることを踏まえ、児童相談所との連携にも配慮すること。

(5) 住民ボランティア団体との連携、育成

市町村は、歯科保健事業のより一層の効果的な実施を図るため、地域の実情に応じて、食生活改善推進協議会、介護予防等の自主活動グループ、子育てサロン、老人クラブ等の住民ボランティア団体と連携し、必要に応じ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、住民ボランティアに対し歯科口腔保健の啓発を行う等、各団体の活動内容に歯科口腔保健の取組が盛り込まれるよう努めること。

2 歯科保健事業等の実施について

(1) 妊娠期における歯科保健事業

市町村は、妊娠期が食事内容やホルモンバランスの変化から、歯科疾患に罹患しやすい時期であることや平成 10 年度から妊婦に対する歯科健診が地方交付税措置されていることを踏まえ、妊産婦に対する歯科健診や歯科保健指導の実施に努めること。また、地域のマタニティ教室等の機会も活用し、母親と子供の歯と口腔の健康に関する健康教育等の実施に努めること。

(2) 乳幼児期における歯科保健事業

市町村は、母子保健法（昭和 40 年法律第 41 号）に基づく 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診においては歯科健診を実施し、歯科疾患の早期発見、早期治療に繋げるとともに、乳幼児健診の機会を活用し、乳幼児のう蝕予防に資する歯科保健指導や情報提供に努めること。また、

市町村の実情に応じて、2歳児、5歳児等における歯科健診の実施も考慮すること。さらに、保護者を対象としたむし歯予防教室の実施や、離乳食教室等の健康教育の機会を活用する他、各種パンフレット・ホームページ等も活用し、歯と口腔の健康に関する普及啓発に努めること。

乳幼児期におけるフッ化物応用については、高いう蝕予防効果と安全性を踏まえ、フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、保健センターや歯科医療機関におけるフッ化物歯面塗布事業の実施に努めること。4歳以降については、地域の実情に応じ、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、関係者の合意を得た上で、保育所、幼稚園、認定こども園における集団フッ化物洗口の実施に努めること。

(3) 学齢期における歯科保健事業

市町村が設置する各学校における学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく歯科健診については、教育委員会と密接に連携して実施するとともに、児童・生徒に対する歯と口腔の健康づくりに関する健康教育や普及啓発の実施に努めること。また、歯と口腔の健康づくりに関する図画ポスターコンクール、食育の一環として、歯と口腔の働きによる「食べ方」の大切さについて学ぶ機会をつくる等、児童・生徒に対する健康教育の充実に努めること。

学齢期におけるフッ化物応用については、フッ化物配合歯磨剤の普及に努める他、地域の実情に応じ、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、関係者の合意を得た上で学校における集団フッ化物洗口の実施に努めること。

(4) 成人期における歯科保健事業

市町村は、健康増進法に基づき、成人期の歯周疾患の予防、早期発見、早期治療に繋げるため、歯周疾患検診、歯周疾患集団健康教育、歯周疾患集団健康相談の実施に努めること。また、特定健診・特定保健指導の機会においても、質問票の情報等を参考に、歯科医療機関の受診を勧奨すること。

さらに、地域の実情に応じて、喫煙や糖尿病と歯周病との関連や口腔がんに関する普及啓発の充実に取り組む他、乳幼児健診の保護者を対象とした成人歯科健診やがん検診、特定健診等の受診の際に成人歯科健診も受診できるようにする等、受診機会の拡大にも努めること。

(5) 高齢期における歯科保健事業等

市町村は、介護保険法に基づく地域支援事業等を活用しつつ、高齢者の口腔機能の維持、向上及びいわゆるオーラルフレイル対策の推進を図るため、口腔機能向上教室や講演会等を開催するとともに、パンフレットの配布等の普及啓発に積極的に取り組むこと。また、都道府県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、後期高齢者に対する歯科健診の実施や啓発に取り組む他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、保健師や管理栄養士等と連携しながら、高齢者に係る口腔機能の低下に関する健康教育やアセスメントの実施、歯科医療機関への受診勧奨等の実施に努めること。

これらの事業の企画立案・評価にあたっては、必要に応じ、国保データベース（KDB）や地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、対象者の抽出や事業評価に努めること。

(6) 要介護高齢者に対する歯科保健事業等

市町村は、都道府県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、歯科医療機関への通院が困難な在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診の実施に努めること。また、介護保険施設における歯科健診の普及に向けて、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、施設歯科健診の支援に努めること。

また、地域包括ケアシステム構築の一環として、介護保険法に基づく在宅医療・介護連携推進事業等を活用し、在宅歯科医療に従事する歯科医師、歯科衛生士と、介護関係職種との連携を推進するため、多職種連携研修の実施等、歯科医療機関との連携促進に資する取組の実施に努めること。

(7) 障害者・障害児に対する歯科保健事業

市町村は、障害者関係施設を利用する障害者・障害児に対する歯科健診の普及に向けて、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、施設歯科健診の支援に努めること。また、地域の実情に応じ、歯科医療機関への通院が困難な医療的ケア児等の障害児に対する訪問歯科健診についても、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、その実施に努めること。

(8) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発・情報発信

市町村は、歯と口の健康週間等の様々な機会や自治体の広報誌・ホームページ等を活用し、住民に対し、歯と口腔の健康づくりに資する積極的な情報発信に努め、8020運動のさらなる推進に取り組むこと。

(9) 地域の特性に応じた歯科保健事業

市町村は、上記の(1)～(8)に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

第三 保健所設置市及び特別区における歯科保健医療業務

保健所設置市及び特別区は、「第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務」のうち、4(4)等の市町村支援や広域調整を除く全ての業務並びに「第二 市町村における歯科保健業務」に掲げる全ての業務の実施に努めること。

また、保健所設置市及び特別区は、都道府県と緊密に連携し、共通する歯科口腔保健の課題の解決に向けて、役割分担を図りながら、地域の歯科保健医療体制の構築を図ること。特に歯科医療提供体制の構築に際しては、都道府県の果たす役割が大きいことを踏まえ、自治体の規模に応じ、都道府県との緊密な連携、役割分担のもとで取り組むこと。

都道府県等の地方公共団体における歯科保健医療業務は、歯科保健や歯科医療を取り巻く状況に伴い刻々と変化するものである。このため、本指針においても、基本的事項の見直し等の歯科保健医療の検討状況を踏まえて、定期的に見直しを行うこととする。—

資料4 保健・医療に関連する主な名古屋市の計画

計画の名称	計画期間	策定根拠
名古屋市総合計画2028	令和6年度～ 令和10年度	名古屋市基本構想
健康なごやプラン21（第3次）	令和6年度～ 令和17年度	健康増進法（第8条第2項）
なごや子ども・子育てわくわくプラン2029	令和7年度～ 令和11年度	なごや子どもの権利条例（第20条）
名古屋市食育推進計画（第4次）	令和3年度～ 令和7年度	食育基本法（第18条）
名古屋市障害者基本計画（第5次）	令和6年度～ 令和11年度	障害者基本法（第11条第3項）
第7期名古屋市障害福祉計画・ 第3期名古屋市障害児福祉計画	令和6年度～ 令和8年度	障害者総合支援法
第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2026」	令和6年度～ 令和8年度	老人福祉法（第20条の8） 介護保険法（第117条）
命の支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）	平成5年度～ 令和9年度	自殺対策基本法（第13条第2項）
第3期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	令和6年度～令 和11年度	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（第5条）
第4期名古屋市国民健康保険特定健康診査等実施計画		高齢者の医療の確保に関する法律（第19条）
なごや健康都市宣言	平成19年11月 24日～	世界保健機関(WHO)の理念
名古屋市地域防災計画(令和7年6月修正)	令和元年～ 随時改定	災害対策基本法(第42条) 大規模地震対策特別措置法第(6条) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条

資料5 関係機関・団体

名 称	組織の概要・ホームページ等	
歯科医師会	一般社団法人愛知県歯科医師会（支部 44） https://aichi8020.net/ 一般社団法人名古屋市歯科医師会 https://nagoya-d.com	
歯科衛生士会	公益社団法人愛知県歯科衛生士会（支部 10） https://aichi-shika.com/	
歯科技工士会	一般社団法人愛知県歯科技工士会 https://www.aichi-dt.com/	
医師会	一般社団法人名古屋市医師会 https://ishikai.nagoya/	
薬剤師会	一般社団法人名古屋市薬剤師会 https://www.nagoya-yakuzaiishi.com/	
栄養士会	公益社団法人愛知県栄養士会 https://aichiken-eiyoushikai.or.jp/	
医療機関（病院、診療所、薬局）	愛知県内医療機関名簿、愛知医療情報ネット https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize	
幼稚園・保育所・認定子ども園	名古屋市の保育所等認可施設・事業所一覧 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/8-14-4-1-3-0-0-0-0.html	
小学校・中学校・特別支援学級	名古屋市立学校・幼稚園一覧 https://www.city.nagoya.jp/kodomo/schools/1027693/1027953/1027954.html	
医療 保険者	国保	名古屋市国民健康保険：各区保険年金課
	健保	健康保険組合連合会愛知連合会：会員組合 92
	協会けんぽ	全国健康保険協会愛知支部：加入事業所約 127,000
	高齢者	愛知県後期高齢者医療広域連合：各区保険年金課
障害者福祉施設	ウェルネットなごや https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/	
介護保険・高齢者福祉施設	NAGOYA かいごネット https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/	
地域包括支援センター	いきいき支援センター：45 か所 https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/kourei sha/1016496/1016502.html	

名古屋市の関連情報

健康なごやプラン21（第3次）

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1010462/1036409/1010475/1034242.html>

なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1008907/1034195/1032446.ht>

愛知県内の医療機関名簿、あいち医療情報ネット

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

名古屋市教育保育情報サイト「ここなご」

<https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/>

名古屋市立小・中学校一覧

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-5-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

名古屋市私立幼稚園協会

<https://www.nagoyashiyo.or.jp>

ウェルネットなごや

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>

NAGOYA かいごネット

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

名古屋市健康福祉年報（事業編）

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-4-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

名古屋市健康福祉統計（人口動態統計編）

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-4-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

愛知県の関連情報

健康日本21 あいち計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/3-kenkounippon21-keikaku.html>

愛知県歯科口腔保健基本計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059715.html>

愛知県母子健康診査マニュアル（あいち小児保健医療総合センター保健部門）

<https://www.achmc.pref.aichi.jp/department/hoken/information/>

介護保険・高齢者福祉ガイドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/guidebook.html>

愛知県衛生年報

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059715.html>

厚生労働省

歯科保健医療情報サイト

<https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>

健康日本21（第三次）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21_00006.html

歯科口腔保健関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/shikakoukuuhoken/index.html

歯科医療施策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html>

歯科保健医療に関するオープンデータ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00003.html

審議会・研究会等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

厚生労働統計一覧（国民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査、地域保健・健康増進事業報告、他）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

介護事業所・生活関連情報検索（介護サービス情報公表システム）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

健康づくりサポートネット

<https://kennet.mhlw.go.jp/home/>

一般財団法人厚生労働統計協会

国民衛生の動向（出版事業）

<https://www.hws-kyokai.or.jp/publishing/type/magazine.html>

厚生 の 指標 統計 の ページ

<https://www.hws-kyokai.or.jp/information/statistics.html>

文部科学省

学校保健統計

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

国立保健医療科学院
歯科口腔保健の情報提供サイト（通称：歯っとサイト） https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/ 全国行政歯科技術職連絡会（通称：行歯会）※事務局：国立保健医療科学院 https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/gyoushi.html
国立感染症研究所
https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
政府統計ポータルサイト e-Stat（イースタット）
https://www.e-stat.go.jp/
福祉・保健・医療の総合サイト WAM NET（ワムネット）
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/
消費者庁
消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/
総務省
統計制度 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/8.htm
公衆衛生・地域保健関係団体
全国保健所長会 http://www.phcd.jp/ 全国保健師長会 http://www.nacphn.jp 一般社団法人 日本公衆衛生協会 http://www.jpha.or.jp/sub/menu01.html

関係学会・団体など

一般社団法人 日本公衆衛生学会

<https://www.jsph.jp/>

東海公衆衛生学会

<http://plaza.umin.ac.jp/~tpha/cgi-bin/wiki3/wiki.cgi>

一般社団法人 日本口腔衛生学会

<http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/>

東海口腔衛生学会

<https://tokaikoe.wixsite.com/tokaikoe>

一般社団法人 社会歯科学会

<https://www.socialdentistry.net/>

一般社団法人 日本健康教育学会

<https://nkkgeiyo.ac.jp/>

一般社団法人 日本口腔保健協会

<http://www.kokuhoken.or.jp/>

公益社団法人 8020 推進財団

<https://www.8020zaidan.or.jp/index.html>

公益社団法人 日本歯科医師会

<https://www.jda.or.jp/>

公益社団法人 日本歯科衛生士会

<https://www.jdha.or.jp/>

公益社団法人 日本学校歯科医会

<https://www.nichigakushi.or.jp/>

日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/gaiyou.xhtml>

特定非営利活動法人日本フッ化物むし歯予防協会

<https://sites.google.com/view/nponitif/>

愛知県小児保健協会

<https://www.achmc.pref.aichi.jp/department/hoken/information/childhealth/>

歯科衛生士リカレント研修センター（愛知学院大学短期大学部）

<https://tandai.agu.ac.jp/dh-rtc/index.html>

資料7 参考書籍・刊行物

- メディファックス (株式会社じほう、日刊)
- 保健衛生ニュース (社会保険実務研究所、週刊)
- 地域保健 (東京法規出版、月刊)
- 公衆衛生 (医学書院、月刊)
- 公衆衛生情報 (日本公衆衛生協会、月刊)
- 親子保健 (公益社団法人母子保健推進会議、月刊)
- 母子保健 (公益社団法人母子衛生研究、月刊)
- 日本歯科新聞 (日本歯科新聞社、週刊)
- 2024年版 歯科保健指導関係資料 (口腔保健協会/2024.3.31)
- 2024年版 歯科保健関係統計資料 (口腔保健協会/2024.3.31)
- 歯科六法コンメンタール<第3版> 歯科関係法律の逐条解説 (ヒョーロン/2024.3.6)
- 新編 衛生学・公衆衛生学 (医歯薬出版/2021.2.10)
- フッ化物応用の科学<第2版> (口腔保健協会/2018.3.31)
- う蝕予防の実際 フッ化物局所応用実施マニュアル (社会保険研究所/2017.6.4)
- 災害歯科保健医療 標準テキスト<第2版>
(日本歯科医師会、災害歯科保健医療連絡協議会/2024.7)
- 公衆衛生がみえる 2024-2025 第6版 (医療情報科学研究所/2024.3.15)

資料8 名古屋市口腔保健支援センター設置要綱

(設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行うため、名古屋市口腔保健支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、健康福祉局健康部健康増進課内に行政機能として設置する。

3 センターの長は、健康福祉局健康部健康増進課長をもって充てる。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第7条から第11条までに規定する施策に関する業務

(2) 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年名古屋市条例第18号）に規定する施策に関する業務

(3) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく本市住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画のうち歯科口腔保健の推進に関する業務

(4) 歯科口腔保健対策実施要綱に規定する施策に関する業務

(5) その他歯科口腔保健の推進に関する業務

(その他)

第3条 その他必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

新規採用者サポーターの心得

- 1 まずはいさつ 名前を呼んで smile
- 2 傾聴 観察 相手を知ろう
- 3 褒める 認める 時には叱る
- 4 事前の準備を徹底的に
- 5 当たり前を疑う (サポーターの「当たり前」と新人の「当たり前」は違う)
- 6 「どうしてできない」ではなく「どうしたらできるのか」を考える
- 7 教え過ぎるな 考えさせろ
- 8 サポーターは周りもまき込んで
- 9 いざとなったら自分が矢面に立つ
- 10 共に高め合おう You'll never walk alone!

平成 25 年度新規採用者サポーター養成研修 受講者の意見より



様式集

様式 1 目標到達状況のチェックリスト

様式 2 OJTによる人材育成指導票

様式 3 人材育成支援シート

様式 4 指導者評価シート

目標到達状況チェックリスト

<到達レベル>

0:できない 1:指導者と一緒ができる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル										
				年度		年度		年度		年度				
				月	月	月	月	月	月	月	月			
1 地域支援活動	a 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる											
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる											
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる											
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる											
			・必要に応じて多職種や関係機関と連携できる											
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる											
		集団指導	・集団指導の対象に応じた目的やねらいが設定できる											
			・集団指導の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる											
			・ニーズに応じた集団指導ができる											
			・集団指導に応じた効果的な評価方法を検討できる											
			・集団指導の企画、運営、評価が実施できる											
			・集団指導を通じて対象の健康増進につながる支援ができる											
	b 地域把握	歯科保健事業の把握	・名古屋市における歯科保健事業を把握している											
			・各区における歯科保健事業を把握している											
			・名古屋市と各区の歯科保健事業の関連性がわかる											
		保健センター関係部署の把握	・保健センターの体制と役割・機能を把握している											
			・区役所等関係部署の把握											
		関係機関・団体の把握	・区役所等関係部署の把握											
・地区歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している														
・地域関係機関・団体（医師会、薬剤師会、社会福祉協議等）を把握している														
・その他の関係機関（病院、教育機関、保育所、高齢者施設等）を把握している														
幼稚園、保育所等保健活動の把握		・関係機関・団体の役割・機能を理解し、保健センター歯科保健業務との関連性や連携状況がわかる												
		・幼稚園、保育所、子ども園、学校における歯科保健活動を把握している												
介護予防活動の把握		・園、学校の保健活動の概要を理解し保健センターの活動との関連性や連携状況がわかる												
	・高齢者サロンの現状を把握している													
社会資源の把握	・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる													
	・地域の保健・福祉サービス及び関連施設を把握している													
	・大まかな福祉サービスの項目を把握している（障害・高齢）													

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル									
				年度		年度		年度		年度			
				月	月	月	月	月	月	月	月		
2 事業化・施策化のための活動	c 地域診断	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計・確認（エラーチェック）できる										
			・集計結果から情報の分析を行うことができる										
			・データや分析結果を整理し資料化できる										
			・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる										
	d 情報把握収集	法制度の理解 実施要綱・要領の理解	・事業の根拠となる法制度がわかる										
			・事業に関する実施要綱、要領等がわかる										
		統計資料の理解・活用	・健康福祉局年報等の統計資料から地域の状況を把握できる										
			・統計資料を分析し事業に活用できる										
	e 連携・調整	保健センター内の連携	・保健センター内でタイムリーに状況報告や相談できる										
			・関係する係の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる										
			・関係する係へ連携を働きかけることができる										
		関係機関との連携	・各区歯科医師会、歯科衛生士会と連絡を取り、業務、事業の内容に応じて調整できる										
	・その他の関係機関（医療、福祉、教育等）と連絡を取り、業務、事業の内容に応じて調整できる												
	f 企画・立案・評価	事業化・施策化に必要な情報の把握	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画などの仕組みが理解できる										
			・国・県・名古屋市中における施策の動向を捉え、タイムリーに歯科 保健に関わる事業化、施策化ができる										
		企画・立案・評価	・地域の健康課題から住民のニーズや地域の特性が理解できる										
・地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる													
g 調査・研究	課題の抽出 調査研究の企画	・地域の歯科保健状況を把握し歯科口腔保健に関する健康課題を抽出できる											
		・地域の健康課題やニーズに応じた調査・研究のテーマを設定できる											
		・調査・研究を実施するための基礎資料資料や情報収集を行うことができる											
		・調査・研究の企画、デザインを設定できる											
	調査研究の実施	・調査・研究に用いる分析方法について理解できる											
		・調査研究の実施について関係機関や大学等と連携できる											
	調査研究の まとめ還元	・調査・研究について企画に基づき計画的に進捗できる											
		・調査・研究の内容について情報提供（保健センター、研究会、関係機関等）ができる											
・調査・研究の結果をまとめ、発表することができる													
・調査・研究の成果を事業や業務に活用できる													
		・調査・研究の成果を還元し、関係機関等と協働した活動につなげることができる											

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル											
				年度		年度		年度		年度					
				月	月	月	月	月	月	月	月				
3 健康危機管理に関する活動	h 健康危機管理	地域の把握	・名古屋市防災計画、区災害対応マニュアル等に基づく災害時活動体制を理解している												
			・災害時の活動について自身の役割を理解している												
			・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している												
			・地域関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している												
		平常時の活動	・健康危機管理体制の基礎的な知識を身につけることができる												
			・災害時の歯科保健医療活動や体制を考えることができる												
			・災害時の歯科保健医療活動の受援体制を考えることができる												
			・災害時要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備に向けて関係機関・団体と連携・調整できる												
			・災害時の適切な保健行動について区民及び要援護者に啓発することができる												
		災害時の活動	・関係部署と情報共有できる												
			・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に活動できる												
		4 管理的活動	i 事業評価	PDCAに基づく事業評価 施策評価	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法を理解できる										
・事業計画の立案時に評価指標を設定できる															
・事業評価を行い事業の見直しができる															
・新規事業の計画を提案できる															
・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる															
j 進捗管理	関係計画の進捗管理		・健康なごやプラン21の指標に基づく各区の歯科保健状況が把握できる												
			・区政運営方針に基づく各区の歯科保健状況が把握できる												
k 人材育成	歯科関係者・多職種への教育研修		・歯科関係者や多職種に対する研修テーマ（ニーズ）を把握できる												
			・必要な研修の企画・立案ができる												
			・研修の運営、評価ができる												
			・評価に基づき関係者、多職種と連携した対応策が提案できる												
			・関係者、多職種と協働した地域活動ができる												
k 人材育成	自らの人材育成管理		・総務局人事課作成の名古屋市人材戦略ビジョン理解する												
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解する												
			・名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドラインに基づき自己評価ができる												
			・自己評価をおこない、積極的に自己啓発を行っている												
		・自己の学習課題を明確にすることができる													
後輩歯科衛生士の人材育成	後輩歯科衛生士の人材育成	・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる													
		・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が作成できる													

OJTによる人材育成指導票

実施日時	令和 年 月 日() : ~ :	
実施事業名		
(区 経験年数) 歯科衛生士名	区 年目	
指導者名		
活動領域	【地域支援活動】	個別支援・集団支援・地域把握・地域診断・ 情報収集・把握・連携・調整
	【事業化・施策化の ための活動】	企画・立案・評価
	【健康危機管理】	健康危機管理
指導内容	良かった点	
	今後 期待する点	

人材育成支援シート

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

1 目標設定・面談記録

面談日	目標 (今年度やりたいこと)	学びたいこと やり遂げたいこと	指導者の助言

2 研修受講・研究発表記録

年月日	キャリア レベル	事業名等	概要	備考 (公費/自費)

指導者評価シート

【評価設定】 3「十分できた」 2「おおむねできた」 1「できなかった」

評価の視点	評価指標	年度		年度	年度	年度	年度
		6か月	1年				
◆指導目標の設定 ◆指導計画に関する評価	・目標のレベルは妥当だったか						
	・目標の数は適切だったか						
	・目標を達成させるための方法は適切だったか						
	・目標、計画の中間評価、課題整理、計画修正は必要に応じてなされたか						
◆新任者の育成環境に関する評価	・新任者の目標に合った歯科保健活動の機会は獲得できたか						
	・指導者は組織(管理者)への経過報告などにより人材育成のオープン化が図られていたか						
◆新任者の実践指導に関する評価	・指導姿勢として「指示命令」でなく、「考え気づかせる」形が取れていたか						
	・歯科保健活動業務の事前の準備、実施計画へのアドバイスは適切にできたか						
	・歯科保健活動業務の実施後の結果報告や整理が行われたか						
◆管理者への報告・連絡・相談に関する評価	・管理者への報告、連絡、相談は適切に行われたか						
◆職場内の体制づくりに関する評価	・職場内での新任者の人材育成体制は適切であったか						
	・改善点などについて提案し、行動できたか。						

「愛知県保健師人材育成ガイドラインver.2」掲載の表を一部改変

名古屋市歯科衛生士人材育成ガイドライン

令和5（2023）年10月

令和8（2026）年3月第2版

名古屋市口腔保健支援センター

（名古屋市健康福祉局健康部健康増進課）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 (052) 972-2605

FAX (052) 972-4152

メ-ル a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp